

報告第11号

京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程
の制定について

京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程を別紙のと
おり定めることとしたので、報告する。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、地方自治法の一部改正に伴い、市が情報セキュリティ対策の基本的な方針及び対策の基準を定めるための訓令を制定したことから、教育委員会においても、市の訓令を包括的に適用するための訓令を制定したので、報告するものである。

京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程の制定について

1 経過

地方自治法の一部を改正する法律により、地方自治法に情報システムに関する規定が新設され、情報システムの利用に係る基本原則及びサイバーセキュリティを確保するための方針等について定められた。

これにより、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、それぞれその管理する情報システムの利用に当たってのサイバーセキュリティを確保するための方針を定め、これに基づき必要な措置を講じるとともに、当該方針を策定・変更した場合には遅滞なく公表することが義務付けられた。

2 市の対応

「京田辺市情報セキュリティに関する規程」を制定（令和8年4月1日施行）

（1）主な内容

ア 情報セキュリティ基本方針を規定

市が保有する情報資産の機密性、完全性、可用性を維持するため、不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃などの脅威から保護するため、職員の遵守義務、情報セキュリティ対策等の方針を規定

イ 情報セキュリティ対策基準を規定

情報セキュリティ対策に取り組むための組織体制及び情報資産の管理等について規定するほか、物理的、人的及び技術的なセキュリティ対策の基準を規定

3 教育委員会の対応

「京田辺市情報セキュリティに関する規程」を包括的に適用する「京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程」を制定（令和8年4月1日施行）

京田辺市教育委員会教育長訓令第1号

京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティに関する規程

京田辺市教育委員会の所管に係る情報セキュリティについては、他に特別の定めがある場合を除くほか、京田辺市情報セキュリティに関する規程（令和8年京田辺市訓令第3号）の規定の例による。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

京田辺市訓令第3号

京田辺市情報セキュリティに関する規程

京田辺市情報セキュリティに関する規程（平成26年京田辺市訓令第10号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 情報セキュリティ基本方針（第3条—第9条）
- 第3章 情報セキュリティ対策基準
 - 第1節 組織体制（第10条—第12条）
 - 第2節 情報資産の分類及び管理（第13条—第19条）
 - 第3節 物理的セキュリティ（第20条—第27条）
 - 第4節 人的セキュリティ（第28条—第33条）
 - 第5節 技術的セキュリティ（第34条—第52条）
 - 第6節 運用（第53条—第63条）
 - 第7節 監査及び見直し（第64条—第66条）
- 第4章 雑則（第67条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、市が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、市が実施する情報セキュリティ対策の基本的な方針及び対策の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及び

その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

- (2) 情報システム コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (3) 情報資産 情報システムで取り扱う全ての情報（紙等の有体物に出力された情報を含む。）をいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- (5) 情報セキュリティポリシー この訓令に規定する情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。
- (6) 機密性 情報にアクセスすることを認められた者が、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (7) 完全性 情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。
- (8) 可用性 情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。
- (9) マイナンバー利用事務系 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。
- (10) LGWAN接続系 総合行政ネットワーク（以下「LGWAN」という。）に接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータ（マイナンバー利用事務系を除く。）をいう。
- (11) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及び当該情報システムで取り扱うデータをいう。
- (12) 通信経路の分割 LGWAN接続系及びインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。
- (13) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着

がない等、安全が確保された通信をいう。

(14) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号及び第3号に規定する特別職に属する職員をいう。

(15) 外部委託事業者 情報資産に関係する開発、導入、保守等により業務を委託した全ての業者をいう。

(16) 電算室 ネットワークの基幹機器及び重要な情報システムを設置し、当該機器等の管理及び運用を行い、電磁的記録媒体を保管する部屋をいう。

(17) 情報セキュリティインシデント 情報資産について安全保障上の脅威となる事象をいう。

第2章 情報セキュリティ基本方針

(適用範囲)

第3条 この訓令が対象とする機関の範囲は、市長とする。

(対象とする脅威)

第4条 情報資産に対して想定される脅威は、次のとおりとする。

(1) 不正アクセス、ウイルス攻撃等のサイバー攻撃や部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん、消去、重要情報の詐取、内部不正等

(2) 情報資産の無断持出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計開発の不備、プログラム上の欠陥、操作ミス、設定ミス、メンテナンス不備、外部委託管理の不備、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等

(3) 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止

(4) 大規模又は広範囲にわたる疾病による人員不足に伴うシステム運用の機能不全等

(5) 電力供給の途絶、通信の途絶等のインフラの障害からの波及等

(職員等の遵守義務)

第5条 職員及び本市の業務環境を利用する外部委託事業者（以下「職員等」という。）は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務

の遂行に当たって情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(情報セキュリティ対策)

第6条 市長は、保有する情報資産を第4条に規定する脅威から保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を実施する。

- (1) 組織体制 市の情報資産について、情報セキュリティ対策を推進する全庁的な組織体制を確立する。
- (2) 情報資産の分類と管理 市が保有する情報資産を機密性、完全性及び可用性を踏まえてその重要度に応じて分類し、当該分類に基づき情報セキュリティ対策を行う。
- (3) 情報システム全体の強じん性の向上 情報セキュリティの強化を目的とし、業務の効率性及び利便性の観点を踏まえ、情報システム全体に対し、次に掲げる3段階の対策を講じる。

ア マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定、端末への多要素認証（知識情報、所持情報及び生体情報のうち、2つ以上の要素を利用する認証をいう。）の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。

イ LGWAN接続系においては、LGWANに接続する情報システム及びインターネット接続系の情報システムの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。

ウ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、京都府及び京田辺市のインターネットとの通信を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

- (4) 物理的セキュリティ サーバ、電算室、通信回線、情報端末等の管理について、物理的な対策を講じる。
- (5) 人的セキュリティ 情報セキュリティに関し、職員が遵守すべき事項を定めるとともに、十分な教育及び啓発を行う。
- (6) 技術的セキュリティ 情報システムの管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的な対策を講じる。
- (7) 運用 情報システムの監視、情報セキュリティポリシーの遵守状況

の確認、外部委託を行う際のセキュリティ確保等情報セキュリティポリシーの運用面の対策を講じる。

(8) 業務委託 業務委託を行う場合には、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて措置を講じる。

(9) 外部サービスの利用 外部サービス（以下「クラウドサービス」という。）を利用する場合には、利用に係る規定を整備し対策を講じる

。

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第7条 市長は、情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため、必要に応じて情報セキュリティ監査及び自己点検を実施する。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第8条 市長は、情報セキュリティ監査及び自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合及び新たに対策が必要になった場合には、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(情報セキュリティ対策基準の策定)

第9条 市長は、前3条に規定する対策等を実施するために、具体的な遵守事項及び判断基準等を策定する。

第3章 情報セキュリティ対策基準

第1節 組織体制

(管理体制)

第10条 市長は、情報セキュリティ対策に取り組む十分な組織体制を整備し、確実な情報セキュリティ対策を実施するため、次に掲げる責任者及び管理者を置く。

(1) 最高情報セキュリティ責任者（以下「CISO」という。） 次に掲げる権限及び責任を有し、副市長をもって充てる。

ア 市における全てのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定に関すること。

イ 情報セキュリティに関する専門的な知識及び経験を有した者を必要に応じて補佐官等として置き、その業務内容を定めること。

- ウ 情報セキュリティインシデントに対処するための体制（以下「C S I R T」という。）の整備及び役割の明確化に関すること。
- エ 本対策基準に定められた自らの担務を、統括情報セキュリティ責任者その他の本対策基準に定める責任者に担わせること。
- (2) 統括情報セキュリティ責任者 次に掲げる権限及び責任を有し、情報担当部の長をもって充てる。
- ア 市における全てのネットワーク及び情報システムの総括運用並びに情報セキュリティ対策に関すること。
- イ 市の情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又はセキュリティ侵害のおそれがある場合に、C I S Oの指示に従い、C I S Oが不在の場合には自らの判断に基づき、必要かつ十分な措置を実施すること。
- ウ 緊急時等の円滑な情報共有を図るため、C I S O、統括情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ責任者、情報セキュリティ管理者、情報システム管理者及び情報システム担当者を網羅する連絡体制を含めた緊急連絡網を整備すること。
- エ 緊急時にはC I S Oに早急に報告を行うとともに、回復のための対策を講じること。
- オ 情報セキュリティ関係規程に係る課題及び問題点を含む運用状況を適時に把握し、必要に応じてC I S Oにその内容を報告すること。
- (3) 情報セキュリティ責任者 所管する部等の情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有し、部等の長をもって充てる。
- (4) 情報セキュリティ管理者 所管する課等の情報資産の管理責任を有するとともに、情報セキュリティ対策に関する権限及び責任を有し、課等の長をもって充てる。
- (5) 情報システム管理者 ネットワーク及び情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等の権限及び責任を有するとともに、所管する情報システムにおける情報セキュリティに関する権限及び責任を有し、情報担当課の長をもって充てる。ただし、情報セキュリティ管理者が個別に管理している情報システムを除く。

(京田辺市情報セキュリティ委員会の設置)

第11条 CISOは、情報セキュリティ対策を統一的行うため、京田辺市情報セキュリティ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、情報セキュリティポリシー等の情報セキュリティに関する重要な事項を決定する。

2 委員会は、CISOを委員長とし、統括情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ責任者を委員として構成し、事務局を情報担当課に置く。

(CSIRTの設置及び役割)

第12条 CISOは、CSIRTを整備し、その役割を明確化しなければならない。

2 CISOは、CSIRTに所属する職員等を指名し、その中からCSIRT責任者並びにCSIRT内の業務統括及び外部との連携等を行う職員等を定めなければならない。

3 CISOは、情報セキュリティに関する統一的な窓口を整備し、情報セキュリティインシデントについて部局等より報告を受けた場合は、その状況を確認し、自らへの報告が行われる体制を整備しなければならない。

4 CSIRTは、CISOによる情報セキュリティ戦略の意思決定が行われた場合は、その内容を関係部局等に提供しなければならない。

5 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合は、CISO、総務省、京都府等へ報告しなければならない。

6 CSIRTは、情報セキュリティインシデントを認知した場合は、その重要度、影響範囲等を勘案し、報道機関への通知及び公表を行わなければならない。

7 CSIRTは、情報セキュリティに関して、関係機関や他の地方公共団体の情報セキュリティに関する統一的な窓口の機能を有する部署、外部の事業者等との情報共有を行わなければならない。

第2節 情報資産の分類及び管理

(情報資産の分類)

第13条 情報資産は、機密性、完全性及び可用性を踏まえ、その重要度に応じ、次に掲げる重要性分類に従って区分し、それらに応じた情報セキュリティ対策を講じるものとする。

(1) 重要性分類A 次のいずれかの基準に該当する情報資産とする。

ア 「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成23年4月1日内閣総理大臣決定)に定める秘密文書に相当する文書

イ 漏えい等が生じた際に、個人の権利利益の侵害の度合いが大きく、事務又は業務の規模や性質上、取扱いに非常に留意すべき情報資産

ウ 公表することを前提としていないもので、業務の規模や性質上、取扱いに留意すべき情報資産

エ 改ざん、誤り又は破損により、住民の権利が侵害され、又は行政事務の適確な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産

オ 滅失、紛失又は利用不可能であることにより、住民の権利が侵害され、又は行政事務の安定的な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある情報資産

(2) 重要性分類B 次のいずれかの基準に該当する情報資産とする。

ア 重要性分類Aに相当する機密性は要しないが、直ちに公表することを前提としていない情報資産

イ 改ざん、誤り又は破損により、行政事務の適確な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産

ウ 滅失、紛失又は利用不可能であることにより、行政事務の安定的な遂行に支障(軽微なものを除く。)を及ぼすおそれがある情報資産

(3) 重要性分類C 前2号に掲げるもの以外の情報資産とする。

(情報資産の管理)

第14条 情報セキュリティ管理者は、所管する情報資産について第三者が重要性の識別を容易に認識できないように留意し、前条に規定する分類に応じた適切に管理しなければならない。

(情報資産の入手利用)

第15条 情報セキュリティ管理者は、所管する業務において有する情報資産以外のものを利用する必要があるときは、当該情報資産を管理する情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

2 情報資産を利用する職員は、情報資産を分類に応じ、適切な取扱いを行うとともに、業務以外の目的に情報資産を利用してはならない。

- 3 情報資産を利用する職員は、電磁的記録媒体に情報資産の分類が異なる情報が複数記録されている場合、最高度の分類に従って、当該電磁的記録媒体を取り扱わなければならない。

(情報資産の保管)

第16条 情報セキュリティ管理者又は情報システム管理者は、情報資産の分類に従って、情報資産を適正に保管しなければならない。

(情報資産の運搬)

第17条 職員は、車両等により重要性分類A又は重要性分類Bの情報資産を運搬するときは、必要に応じ鍵付きのケース等に格納し、パスワード等による暗号化を行う等、情報資産の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。

(情報資産の提供及び公表)

第18条 職員は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報資産を外部に提供するときは、必要に応じパスワード等による暗号化を行わなければならない。

- 2 職員は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報資産を外部に提供するときは、情報セキュリティ管理者に許可を得なければならない。

- 3 情報セキュリティ管理者は、住民に公開する情報資産について、完全性を確保しなければならない。

(情報資産の廃棄)

第19条 情報セキュリティ管理者は、情報資産の廃棄やリース返却等を行うときは、情報を記録している電磁的記録媒体について、情報を復元できないように処置しなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、情報資産の廃棄やリース返却等を行うときは、行った処理について、日時、担当者及び処理内容を記録しなければならない。

- 3 職員は、情報資産の廃棄やリース返却等を行うときは、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。

第3節 物理的セキュリティ

(サーバ機器等の取付け)

第20条 情報システム管理者は、サーバ等の機器の取付けを行う場合、火災

、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないように適切に固定する等、必要な措置を講じなければならない。

(機器の電源)

第21条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携し、サーバ機器等の電源について、停電等による電源供給の停止に備え、当該機器が適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備え付けるとともに、落雷等による過電流から保護するための措置を講じなければならない。

(通信回線等の配線)

第22条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの通信回線及び電源ケーブルについて損傷等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

2 情報システムの配線は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が許可した者のみを変更し、又は追加することができる。

(機器の定期保守)

第23条 情報システム管理者は、重要性分類A又は重要性分類Bのサーバ等の機器の定期保守を実施しなければならない。

(庁外への機器の設置)

第24条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、市が管理する建物以外の場所にサーバ等の機器を設置する場合、CISOの承認を得なければならない。また、定期的に当該機器への情報セキュリティ対策状況について確認しなければならない。

(電算室の管理)

第25条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、施設管理部門と連携して、電算室から外部に通ずる出入口は最小限とし、鍵、監視装置等によって許可されていない者の立入りを防止しなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、電算室に配置する消火薬剤や消防用設備等が、機器及び電磁的記録媒体等に影響を与えないようにしなければならない。

- 3 情報システム管理者は、電算室への入退室を許可された者のみに制限し、指紋等の生体認証又は入退室管理簿による入退室管理を行わなければならない。
- 4 職員等は、電算室に入室する場合、身分証明書等を携帯し、求めにより提示しなければならない。
- 5 情報システム管理者は、外部からの訪問者が電算室に入室する場合は、必要に応じて立入区域を制限した上で、電算室への入退室を許可された職員が付き添うものとし、外見上職員と区別できる措置を講じなければならない。
- 6 情報システム管理者は、外部からの訪問者が電算室に入室する場合は、当該情報システムに関連しない、又は個人所有であるコンピュータ、モバイル端末、通信回線装置、電磁的記録媒体等を持ち込ませないようにしなければならない。ただし、業務上必要がある場合は、情報システム管理者は、持ち込みを許可することができる。
- 7 情報システム管理者は、電算室に機器等を搬出入する場合、情報セキュリティが確保されていることを確認するとともに、情報担当課の職員を立ち会わせなければならない。
- 8 情報システム管理者は、搬入する機器等が、既存の情報システムに与える影響について、あらかじめ職員等に確認を行わせなければならない。

(通信回線及び通信回線装置の管理)

- 第26条 統括情報セキュリティ責任者は、庁内の通信回線及び通信回線装置を適正に管理しなければならない。また、通信回線及び通信回線装置に関連する文書を適正に保管しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者は、情報システムのセキュリティ要件として策定した情報システムのネットワーク構成に関する要件内容に従い、通信回線装置に対して適切なセキュリティ対策を実施しなければならない。
 - 3 統括情報セキュリティ責任者は、外部へのネットワーク接続を必要最低限に限定し、できる限り接続ポイントを減らさなければならない。
 - 4 統括情報セキュリティ責任者は、行政系のネットワークをLGWANに集約するように努めなければならない。
 - 5 統括情報セキュリティ責任者は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報資

産を取り扱う情報システムに通信回線を接続する場合、必要なセキュリティ水準を検討の上、適正な回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、送受信される情報の暗号化を行わなければならない。

6 統括情報セキュリティ責任者は、ネットワークに使用する回線について、伝送途上に情報の破壊、盗聴、改ざん、消去等が生じないように、不正な通信の有無を監視する等の十分なセキュリティ対策を実施しなければならない。

7 統括情報セキュリティ責任者は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報を取り扱う情報システムが接続される通信回線について、継続的な運用を可能とする回線を選択しなければならない。また、必要に応じ、回線を冗長構成にする等の措置を講じなければならない。

(情報端末等の管理)

第27条 情報システム管理者は、執務室等の情報端末及びモバイル端末について情報システムへのログインパスワード入力又は指紋等の生体認証を設定しなければならない。

2 情報システム管理者は、電磁的記録媒体について、情報が保存される必要がなくなった時点で速やかに記録した情報を削除しなければならない。

3 情報システム管理者は、機器を廃棄、リース返却等をする場合は、機器内部の記憶装置から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

第4節 人的セキュリティ

(職員の遵守事項)

第28条 職員は、業務以外の目的で情報システムへのアクセス、電子メールアドレスの使用及びインターネットへのアクセスを行ってはならない。

2 職員は、情報端末、モバイル端末、電磁的記録媒体、情報資産及びソフトウェアを外部に持ち出してはならない。ただし、業務上必要がある場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て持ち出すことができる。

3 職員は、私物の情報端末、モバイル端末及び電磁的記録媒体（以下「私物機器」という。）を業務に利用してはならない。ただし、業務上必要がある場合は、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可を得て利用

することができる。

- 4 職員は、私物機器を業務で利用することがなくなった場合は、私物機器から業務に係る情報を削除しなければならない。
- 5 職員は、私物機器に対して重要性分類A又は重要性分類Bに該当する情報資産を記録してはならない。
- 6 職員は、情報端末、モバイル端末、電磁的記録媒体、情報が印刷された文書等について第三者に使用されること又は情報セキュリティ管理者の許可なく情報を閲覧されることがないように離席時の情報端末のロック、電磁的記録媒体及び文書等の容易に閲覧されない場所への保管等、適切な措置を講じなければならない。
- 7 職員は、異動、退職等により業務を離れる場合は、利用していた情報資産を返却しなければならない。また、その後も業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

(職員への対応)

第29条 情報セキュリティ管理者は、職員に対し、当該職員が守るべき情報セキュリティポリシー等の内容を理解させ、また実施及び遵守させなければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者は、職員に情報端末等による業務作業を行わせる場合において、インターネットへの接続、電子メールの使用等が不要なときは、これを利用できないようにしなければならない。

(職員の研修等)

第30条 CISOは、職員に対し、この訓令に規定する事項及び情報セキュリティについて啓発を行うとともに、定期的に情報セキュリティに関する研修を実施しなければならない。

(情報セキュリティインシデントの報告)

第31条 職員は、情報セキュリティインシデントを認知した場合又は情報セキュリティインシデントについて住民等の外部から報告を受けた場合は、速やかに情報セキュリティ管理者及び別に定める情報セキュリティに関する統一的な窓口へ報告し、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定による報告を受けた情報セキュリティ管理者は、速やかに情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に報告しなければならない。
- 3 情報セキュリティ責任者は、前項の規定により報告のあった情報セキュリティインシデントについて、統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者は、前項の規定により報告のあった情報セキュリティインシデントについて、CISOに報告しなければならない。
- 5 CISOは、情報システム等の情報資産に関する情報セキュリティインシデントについて、必要に応じて住民等の外部から報告を受けるための窓口を設置し、当該窓口への連絡手段を公表しなければならない。

(情報セキュリティインシデント原因の究明、記録、再発防止等)

第32条 CSIRTは、前条の規定により報告された情報セキュリティインシデントの可能性について状況を確認し、情報セキュリティインシデントであるかの評価を行わなければならない。

- 2 CSIRTは、情報セキュリティインシデントであると評価した場合は、CISOに速やかに報告しなければならない。
- 3 CSIRTは、情報セキュリティインシデントに関係する情報セキュリティ責任者に対し、被害の拡大防止等を図るための応急措置の実施及び復旧に係る指示を行わなければならない。
- 4 CSIRTは、これらの情報セキュリティインシデントの原因を究明し、記録を保存しなければならない。また、情報セキュリティインシデントの原因究明の結果から、再発防止策を検討し、CISOに報告しなければならない。
- 5 CISOは、CSIRTから、情報セキュリティインシデントについて報告を受けた場合は、その内容を確認し、再発防止策を実施するために必要な措置を指示しなければならない。

(ログイン情報の管理)

第33条 職員は、自己の管理するIDに関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) IDは、他者に利用させてはならない。

- (2) 共用IDを利用している場合は、当該共用IDの利用者以外に利用させてはならない。
- 2 職員は、自己の管理するパスワードに関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) パスワードは、他者への漏えいを防止する手段を講ずるとともに、他者が知り得る状態に置かないこと。
 - (2) パスワードは、必ず秘密とし、照会等には一切応じないこと。
 - (3) パスワードを変更した場合、古いパスワードを再利用しないこと。
 - (4) 複数の情報システムを扱う職員は、同一のパスワードをシステム間で共有しないこと。
 - (5) パスワードは、職員間で共有しないこと。ただし、共用IDに対するパスワードは除く。

第5節 技術的セキュリティ

(情報システム等の管理)

- 第34条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管する情報システムの運用において実施した作業又はシステム変更等作業を行った場合は、作業内容について記録を作成し、詐取、改ざん等をされないように適切に管理しなければならない。
- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等からのシステム障害の報告又はシステム障害に対する処理結果若しくは問題等を障害記録として記録し、適切に保管しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク構成図及び情報システム仕様書について記録媒体に関わらず、業務上必要とする者以外の者による閲覧、紛失等がないように適切に管理しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部の者が利用できる情報システムについて他の情報システムと物理的に分けること、ファイアウォールを設置すること等により情報の漏えい、他の情報システムへの侵入等を防止するための措置を講じなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報資産につい

て必要に応じて定期的にバックアップを実施するとともに、重要データを遠隔地に保管しなければならない。

- 6 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、各種ログ及び情報セキュリティの確保に必要な記録を取得し、一定期間保存するとともに、当該ログの定期的な点検及び分析を行わなければならない。
- 7 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者はファイルサーバにより保管されている業務に係る電磁的記録については、所属等の単位で容量を制限したフォルダを構成し、職員が他所属等のフォルダ及びファイルを閲覧及び使用できないように設定しなければならない。
- 8 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、住民の個人情報、人事記録等、特定の職員しか取り扱えないデータについて、別途ディレクトリを作成する等の措置を講じ、同一所属等であっても、担当職員以外の職員が閲覧及び使用できないようにしなければならない。
- 9 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、フィルタリング及びルーティングについて、設定の不整合が発生しないように、ファイアウォール、ルータ等の通信ソフトウェア等を設定しなければならない。
- 10 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、不正アクセスを防止するため、ネットワークに適正なアクセス制御を施さなければならない。
- 11 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、保守又は診断のために、外部の通信回線から内部の通信回線に接続された機器等に対して行われるリモートメンテナンスに係る情報セキュリティを確保しなければならない。また、情報セキュリティ対策について、定期的な確認により見直さなければならない。

(情報システム等の利用)

- 第35条 職員は、業務上必要のない送信先に電子メールを送信し、又は転送してはならない。
- 2 職員は、複数人に電子メールを送信する場合、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにしなければならない。
 - 3 職員は、重要な電子メールを誤送信した場合、情報セキュリティ管理者に

報告しなければならない。

- 4 職員は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報資産について、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保できるように暗号化又はパスワード設定の方法を使用して電子メール等により送信しなければならない。
- 5 職員は、重要性分類Cの情報資産について、情報セキュリティ管理者の許可を得た上で、外部に送るデータの機密性又は完全性を確保することが必要な場合は、暗号化又はパスワード設定の方法を使用して電子メール等により送信しなければならない。
- 6 職員は、情報端末及びモバイル端末にソフトウェアを無断で導入してはならない。ただし、業務上必要がある場合は、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可を得て導入することができる。
- 7 職員は、情報端末及びモバイル端末に対し、機器改造、増設等を行ってはならない。ただし、業務上必要がある場合は、情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者の許可を得て行うことができる。
- 8 職員は、不正にコピーしたソフトウェアを利用してはならない。
- 9 職員は、支給された端末を利用するために、情報システム管理者によって定められたネットワークと異なるネットワークに接続してはならない。

(アクセス制御)

第36条 情報システム管理者は、ネットワーク及び情報システムの管理者権限について必要最小限の者に与えるものとし、これを厳重に管理しなければならない。

- 2 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、所管する情報システムの利用者の登録、変更、抹消等を適切に行い、アクセス権限のない者がアクセスできないようにシステム上制限するとともに、人事異動情報との整合性を定期的にチェックしなければならない。
- 3 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、ログイン時におけるログイン試行回数の制限、アクセスタイムアウトの設定等により、必要に応じて正当なアクセス権を持つ職員がログインしたことを確認することができるようにシステムを設定しなければならない。

- 4 職員は、業務上必要がなくなった場合は、利用者登録を抹消するよう、情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。
- 5 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、職員の認証情報を厳重に管理しなければならない。
- 6 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、認証情報の不正利用を防止するための措置を講じなければならない。
- 7 情報システム管理者又は情報セキュリティ管理者は、管理者権限等の特権を付与されたIDを利用する者を必要最小限にし、当該IDのパスワードの漏えい等が発生しないよう、当該ID及びパスワードを厳重に管理しなければならない。

(外部ネットワークの接続制限)

第37条 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、業務上必要となる外部のネットワークとの接続について、CISO及び統括情報セキュリティ責任者の許可を得なければならない。

- 2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、接続しようとする外部ネットワークに係るネットワーク構成、機器構成、セキュリティ技術等を詳細に調査し、庁内の全てのネットワーク、情報システム等の情報資産に影響が生じないことを確認しなければならない。
- 3 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、接続した外部ネットワークの瑕疵によりデータの漏えい、破壊、改ざん又はシステムダウン等による業務への影響が生じた場合に対処するため、当該外部ネットワークの管理責任者による損害賠償責任を契約上担保しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ウェブサーバ等をインターネットに公開する場合、庁内ネットワークへの侵入を防御するため、ファイアウォール等を外部ネットワークとの境界に設置した上で接続しなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者は、接続した外部のネットワークのセキュリティに問題が認められ、情報資産等に脅威を及ぼす可能性が生じた場合は、速やかに当該外部ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

(複合機のセキュリティ管理)

第38条 統括情報セキュリティ責任者は、複合機を調達する場合は、当該複合機が備える機能及び設置環境並びに取り扱う情報資産の分類及び管理方法に応じ、適正なセキュリティ要件を策定しなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、複合機が備える機能について適正な設定等を行うことにより運用中の複合機に対する情報セキュリティインシデントへの対策を講じなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、複合機の運用を終了する場合、複合機の持つ電磁的記録媒体の全ての情報を抹消する又は再利用できないようにする対策を講じなければならない。

(特定用途機器のセキュリティ管理)

第39条 統括情報セキュリティ責任者は、特定用途機器（テレビ会議システム、IP電話システム、ネットワークカメラシステム等の特定の用途に使用される情報システム特有の構成要素であって、通信回線に接続され、又は電磁的記録媒体を内蔵しているものをいう。）について、取り扱う情報、利用方法、通信回線への接続形態等により、何らかの脅威が想定される場合は、当該機器の特性に応じた対策を講じなければならない。

(無線LAN及びネットワークの盗聴対策)

第40条 統括情報セキュリティ責任者は、無線LANの利用を認める場合、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務付けなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、機密性の高い情報を取り扱うネットワークについて、情報の盗聴等を防ぐため、暗号化等の措置を講じなければならない。

(電子メールのセキュリティ管理)

第41条 統括情報セキュリティ責任者は、大量のスパムメール等の受信又は送信を検知した場合は、メールサーバの運用を停止しなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、電子メールの送受信容量の上限を設定し、上限を超える電子メールの送受信を不可能にしなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、権限のない利用者により、外部から外部への電子メール転送（電子メールの中継処理）が行われることを不可能とするよう、電子メールサーバの設定を行わなければならない。

(職員等による外部からのアクセス等の制限)

第42条 職員等が外部から市が管理するネットワーク又は情報システムにアクセスする場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者の許可を得なければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者は、市が管理するネットワーク又は情報システムに対する外部からのアクセスを、アクセスが必要な合理的理由を有する必要最小限の者に限定しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、外部からのアクセスを認める場合は、通信途上の盗聴を防御するため、暗号化等の措置を講じなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からのアクセスに利用するモバイル端末を職員等に貸与する場合は、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 職員等は、持ち込んだ又は外部から持ち帰ったモバイル端末を市が管理するネットワークに接続する場合は、当該ネットワークに接続する前に、コンピュータウイルスに感染していないこと、パッチ（機器（ソフトウェアを含む。）の開発者又は製造者が、自ら又は外部からの指摘によって機器の欠陥又はぜい弱性を覚知し、当該欠陥又はぜい弱性を標的にした攻撃を防御するために公開する修正プログラム又は追加プログラムをいう。）の適用状況等を確認した上で、情報セキュリティ管理者の許可を得なければならない。
- 6 職員等は、外部から公衆通信回線等（公衆無線LAN等をいう。）を利用し、市が管理するネットワークへ接続してはならない。

(情報システムの調達)

第43条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システム開発、導入、保守等の調達に当たっては、調達仕様書に必要とする技術的なセキュリティ機能を明記しなければならない。また、業務システムに誤ったプログラム処理が組み込まれないよう、不具合を考慮した技術的なセキュリティ機能を調達仕様書に記載しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、機器及びソフトウェアの調達に当たっては、当該製品のセキュリティ機能を調査し、情報セキュリティ上問題のないことを確認しなければならない。

(情報システムの開発)

第44条 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者を特定しなければならない。

- 2 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するIDを管理し、開発完了後、開発用IDを削除しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者のアクセス権限を設定しなければならない。
- 4 情報システム管理者は、システム開発の責任者及び作業者が使用するハードウェア及びソフトウェアを特定し、それ以外のものを利用させてはならない。
- 5 情報システム管理者は、利用を認めたソフトウェア以外のソフトウェアが導入されている場合、当該ソフトウェアをシステムから削除しなければならない。

(情報システムの導入)

第45条 情報システム管理者は、システム開発及び保守並びにテスト環境からシステム運用環境への移行について、システム開発及び保守計画の策定時に手順を明確にしなければならない。

- 2 情報システム管理者は、前項の移行の際、情報システムに記録されている情報資産の保存を確実にし、移行に伴う情報システムの停止等の影響が最小限になるよう配慮しなければならない。
- 3 情報システム管理者は、導入するシステムやサービスの可用性が確保されていることを確認した上で導入しなければならない。
- 4 情報システム管理者は、新たに情報システムを導入する場合、既に稼働している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
- 5 情報システム管理者は、運用テストを行う場合、あらかじめ擬似環境による操作確認を行わなければならない。
- 6 情報システム管理者は、個人情報及び機密性の高いデータを、テストデータに使用してはならない。
- 7 情報システム管理者は、機器等の納入時又は情報システムの受入れ時の確認及び検査において、情報セキュリティ対策に係る要件が満たされているこ

とを確認しなければならない。

- 8 情報システム管理者は、情報システムが構築段階から運用保守段階へ移行する際に、当該情報システムの開発事業者から運用保守事業者へ引き継がれる項目に、情報セキュリティ対策に必要な内容が含まれていることを確認しなければならない。

(システム開発及び保守に関連する資料等の整備並びに保管)

- 第46条 情報システム管理者は、システム開発及び保守に関連する資料並びにシステム関連文書を適正に整備し、並びに保管しなければならない。

(情報システムの変更管理)

- 第47条 情報システム管理者は、情報システムを変更した場合、プログラム仕様書等の変更履歴を作成しなければならない。

(開発及び保守用のソフトウェアの更新等)

- 第48条 情報システム管理者は、開発及び保守用のソフトウェア等の更新又はパッチ適用を行う場合、他の情報システムとの整合性を確認しなければならない。

(情報システムについての対策の見直し)

- 第49条 情報システム管理者は、情報システムの情報セキュリティ対策を適切に見直し、その結果を統括情報セキュリティ責任者へ報告しなければならない。

(不正プログラム対策)

- 第50条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、不正プログラム対策に関し、次に掲げる事項を措置しなければならない。

- (1) 外部ネットワークから受信したファイルは、コンピュータウイルス等の不正プログラムのチェックを行い、不正プログラムによるシステムへの侵入を防止すること。
- (2) コンピュータウイルス等の不正プログラム情報を収集し、必要に応じて職員に対して注意喚起すること。
- (3) サーバ及び情報端末において、コンピュータウイルス等の不正プログラム対策ソフトウェアを常駐させ、常に最新の状態を保つこと。
- (4) 不正プログラム対策ソフトウェアのパターンファイルは、常に最新

の状態に保つこと。

- (5) 業務で利用するソフトウェアは、パッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了したソフトウェアを利用しないこと。また、当該製品の利用を予定している期間中にパッチやバージョンアップなどの開発元のサポートが終了する予定がないことを確認すること。
 - (6) インターネットに接続していないシステムにおいて、電磁的記録媒体を使う場合、コンピュータウイルス等の感染を防止するために、市が管理している媒体以外を職員等に利用させないこと。また、不正プログラムの感染又は侵入が生じる可能性が著しく低い場合を除き、不正プログラム対策ソフトウェアを導入し、定期的に当該ソフトウェア及びパターンファイルの更新を実施すること。
 - (7) 不正プログラム対策ソフトウェア等の設定変更権限については、一括管理し、情報システム管理者が許可した職員等以外に当該権限を付与しないこと。
- 2 職員は、不正プログラム対策に関し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者が提供するウイルス情報について、常に確認すること。
 - (2) 差出人が不明又は不自然に添付されたファイルを受信した場合は、速やかに削除すること。
 - (3) 不正プログラムによりコンピュータウイルスに感染した場合又は感染が疑われる場合は、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者に直ちに報告すること。
 - (4) 外部からデータ又はソフトウェアを取り入れる場合には、必ず不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを行うこと。
 - (5) 端末に対して、不正プログラム対策ソフトウェアによるチェックを定期的実施すること。
 - (6) 添付ファイルが付いた電子メールを送受信する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアでチェックを行うこと。
 - (7) インターネット接続系で受信したインターネットメール又はインタ

ーネット経由で入手したファイルをLGWAN接続系に取り込む場合は無害化すること。

(不正アクセス対策)

第51条 統括情報セキュリティ責任者は、不正アクセス対策として、次に掲げる事項を措置しなければならない。

- (1) 不要なサービスについて、機能を削除し、又は停止すること。
- (2) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、データの書換えを検出し、統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者へ通報するよう、設定すること。
- (3) 情報セキュリティに関する統一的な窓口と連携し、監視、通知、外部連絡窓口及び適正な対応などを実施できる体制並びに連絡網を構築すること。

2 CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受けた場合又は攻撃を受けるリスクがある場合は、システムの停止を含む必要な措置を講じなければならない。また、総務省、京都府等と連絡を密にして情報の収集に努めなければならない。

3 CISO及び統括情報セキュリティ責任者は、サーバ等に攻撃を受け、当該攻撃が不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）違反等の犯罪の可能性がある場合は、攻撃の記録を保存するとともに、警察及び関係機関との緊密な連携に努めなければならない。

4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、本市のネットワーク内にある端末からの庁内のサーバ等に対する攻撃又は外部のサイトに対する攻撃を監視しなければならない。

5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、職員等による不正アクセスを発見した場合は、当該職員等の所属の情報セキュリティ管理者に通知し、適正な処置を求めなければならない。

6 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部からアクセスできる情報システムに対して、第三者からサービス不能攻撃を受け、利用者がサービスを利用できなくなることを防止するため、情報システムの可用性を確保する対策を講じなければならない。

- 7 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムにおいて、標的型攻撃による内部への侵入を防止するために、職員への研修、自動再生無効化等の対策を講じなければならない。また、内部に侵入した攻撃を早期検知して対処するために、通信をチェックする等の対策を講じなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

第52条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報セキュリティに関する情報を収集し、必要に応じて関係者間で共有しなければならない。

- 2 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて前項の情報に基づき必要な措置を講じなければならない。

第6節 運用

(情報システムの運用及び保守時の対策)

第53条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの運用及び保守において、情報システムに実装された監視を含むセキュリティ機能を適切に運用しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、情報システムの情報セキュリティ対策について新たな脅威の出現、運用、監視等の状況により見直しを適時検討し、必要な措置を講じなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要な情報を取り扱う情報システムについて、危機的事象発生時に適切な対処が行えるよう運用をしなければならない。

(情報システムの監視)

第54条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、セキュリティに関する事案を検知するため、情報システムを常時監視しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、重要なアクセスログ等を取得するサーバの正確な時刻設定及びサーバ間の時刻同期ができる措置を講じなければならない。

- 3 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、外部と常時接続するシステムを常時監視しなければならない。
- 4 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、新たな脅威の出現、運用の状況等を踏まえ、情報システムにおける監視の対象や手法を定期的に見直さなければならない。
- 5 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、サーバ装置上で情報セキュリティインシデントの発生を監視するため、当該サーバ装置を監視するための措置を講じなければならない。

(情報セキュリティポリシーの遵守状況の確認)

第55条 情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティポリシーの遵守状況について確認を行い、問題を認めた場合には、速やかにCISO及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

- 2 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、ネットワーク及びサーバ等のシステム設定等における情報セキュリティポリシーの遵守状況について、定期的に確認を行い、問題が発生していた場合には適正かつ速やかに対処しなければならない。
- 3 統括情報セキュリティ責任者は、不正プログラム、不正アクセス等の調査のために、職員が使用している情報端末、モバイル端末及び電磁的記録媒体のアクセス記録、電子メールの送受信記録等を調査することができる。

(侵害時の対応)

第56条 CISO又は委員会は、情報セキュリティインシデント、情報セキュリティポリシーの違反等により情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止等の措置を迅速かつ適正に実施するため、緊急時対応計画を定めなければならない。

- 2 前項の緊急時対応計画には、次に掲げる事項を明記しなければならない。
 - (1) 情報システムに関係する職員、外部受託者、関係機関等の連絡先
 - (2) 発生した事案に関して調査すべき事項
 - (3) 情報システムのアクセス記録及び現状の保存

- (4) 発生した事案への対応措置
- (5) 再発防止の措置
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

3 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、情報セキュリティに対する侵害を認めたとときは、事案の詳細な調査を行うとともに、C I S O及び統括情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

(外部委託)

第57条 情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、ネットワーク及び情報システムの保守、運用等について、外部委託（クラウドサービスを含む。）を行う場合は、必要に応じて次に掲げる情報セキュリティ要件を確認し、及び明記した上で、契約を締結しなければならない。

- (1) 情報セキュリティポリシーの遵守に関する事項
- (2) 個人情報漏えい防止のための技術的安全管理措置に関する取決め
- (3) 委託先の責任者、委託内容、作業員、作業場所の特定等に関する事項
- (4) 提供されるサービスレベルの保証に関する事項
- (5) 外部委託事業者にアクセスを許可する情報の種類及び範囲並びにアクセス方法に関する事項
- (6) 外部委託事業者の従業員に対する教育の実施
- (7) 提供された情報の目的外利用及び外部委託事業者以外の者への提供禁止に関する事項
- (8) 業務上知り得た情報の守秘義務に関する事項
- (9) 再委託の制限に関する事項
- (10) 情報データの複写及び複製の禁止に関する事項
- (11) 情報データの庁舎等外への持出し制限に関する事項
- (12) 委託業務の定期報告及び緊急時報告義務に関する事項
- (13) 市による監査及び検査に関する事項
- (14) 委託業務終了時の情報資産の返還、廃棄等
- (15) 市による情報セキュリティインシデント発生時の公表に関する事項

(16) 前各号が遵守されなかった場合の損害賠償義務に関する事項

(17) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

2 前項の規定による契約後、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者は、外部委託先において同項に定める必要な情報セキュリティ対策が確保されていることを確認し、その内容を統括情報セキュリティ責任者に報告するとともに、その重要度に応じてCISOに報告しなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者は、その委託内容を検討の上、情報セキュリティ上問題があると判断した場合は、情報システム管理者及び情報セキュリティ管理者に当該問題の是正を求めなければならない。

(クラウドサービスの利用)

第58条 本市の情報資産を取り扱うクラウドサービスの利用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

2 職員は、本市の情報資産を取り扱わないクラウドサービスを利用する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て、利用に当たってのリスクが許容できることを確認し、適切な措置を講じなければならない。

(ソーシャルメディアサービスの利用)

第59条 職員は、市が管理するアカウントでソーシャルメディアサービスを利用する場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て、情報セキュリティ対策に関する事項を含めたソーシャルメディアサービスの運用手順を定めなければならない。

2 職員は、重要性分類A又は重要性分類Bの情報資産をソーシャルメディアサービスで発信してはならない。

3 情報セキュリティ管理者は、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定めなければならない。

4 職員は、アカウント乗っ取りを確認した場合には、被害を最小限にするための措置を講じなければならない。

(Web会議サービスの利用)

第60条 Web会議サービスの利用に関して必要な事項は、市長が別に定める。

(例外措置)

第61条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、この訓令を遵守することが困難な状況で、行政事務の適正な遂行を継続するため、遵守事項とは異なる方法を採用し、又は遵守事項を実施しないことについて合理的な理由がある場合は、CISOの許可を得て、例外措置を取ることができる。

2 情報セキュリティ管理者及び情報システム管理者は、行政事務の遂行に緊急を要する等の場合であって、例外措置を実施することが不可避のときは、事後速やかにCISOに報告しなければならない。

(法令遵守)

第62条 職員は、職務の遂行において使用する情報資産を保護するため、次に掲げる法令のほか、関係法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 地方公務員法
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）
- (6) サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）
- (7) 京田辺市個人情報保護条例（平成14年京田辺市条例第3号）

(違反への対応)

第63条 情報セキュリティポリシーに違反した職員及びその監督責任者は、その重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。

2 この訓令に違反する行為を確認した職員は、第31条の規定により、速やかに報告し、適切な措置を求めなければならない。

3 職員の違反行為が情報セキュリティ管理者の指導によっても改善されない場合は、統括情報セキュリティ責任者は当該職員のネットワーク又は情報システムを使用する権利を停止し、又は剥奪することができる。この場合において、統括情報セキュリティ責任者は、その旨をCISO及び当該職員の所属の情報セキュリティ管理者に通知しなければならない。

第7節 監査及び見直し

(監査)

第64条 統括情報セキュリティ責任者は、情報システム管理者と連携して情報システムの情報資産及びネットワークの情報セキュリティ対策状況について、毎年度必要に応じて監査を行わなければならない。

2 統括情報セキュリティ責任者は、前項の監査の結果を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。

3 CISOは、前2項の監査の結果を踏まえ、指摘事項を所管する情報セキュリティ管理者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。また、指摘事項を所管していない情報セキュリティ管理者に対しても、同種の課題及び問題点がある可能性が高い場合は、当該課題及び問題点の有無を確認させなければならない。

4 CISOは、第1項及び第2項の監査の結果を踏まえ、庁内で横断的に改善が必要な事項については、統括情報セキュリティ責任者に対し、当該事項への対処を指示しなければならない。

5 委員会は、第1項及び第2項の監査の結果を情報セキュリティポリシー、関係規程その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(自己点検)

第65条 統括情報セキュリティ責任者及び情報システム管理者は、所管するネットワーク及び情報システムについて、毎年度必要に応じて自己点検を行わなければならない。

2 情報セキュリティ責任者は、情報セキュリティ管理者と連携して所管する部局における情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について、毎年度必要に応じて自己点検を行わなければならない。

3 統括情報セキュリティ責任者、情報システム管理者及び情報セキュリティ責任者は、前2項の自己点検の結果に基づき改善策を取りまとめ、委員会に報告しなければならない。

4 職員は、第1項及び第2項の自己点検の結果に基づき、自己の権限の範囲内で改善を図らなければならない。

5 委員会は、第1項及び第2項の自己点検の結果を情報セキュリティポリシー、関係規程その他情報セキュリティ対策の見直し時に活用しなければならない。

(評価及び見直し)

第66条 委員会は、情報セキュリティポリシーについて情報セキュリティ監査及び自己点検結果並びに情報セキュリティに関する状況の変化等を踏まえ、リスク評価を行い、必要があると認めた場合は、改善及び見直しを行うものとする。

第4章 雑則

(委任)

第67条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

(京田辺市保有個人情報等の管理に関する規程の一部改正)

2 京田辺市保有個人情報等の管理に関する規程（令和7年京田辺市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「平成26年京田辺市訓令第10号」を「令和8年京田辺市訓令第3号」に、「第7条第5号」を「第10条第5号」に改める。

報告第12号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部改正につ
いて

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別
紙のとおり定めることとしたので報告する。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、物価高騰による学校給食費の改定に伴い、本規則について所要の改
正を行ったことについて、報告するものである。

京田辺市規則第14号

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則（令和5年京田辺市規則第77号）の一部を次のように改正する。

第4条中「326円」を「335円」に、「389円」を「400円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正案	現 行	改正理由
<p>(学校給食費の額) 第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり<u>335</u>円とし、中学校にあつては1人1日当たり<u>400</u>円とする。</p>	<p>(学校給食費の額) 第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあつては1人1日当たり<u>326</u>円とし、中学校にあつては1人1日当たり<u>389</u>円とする。</p>	<p>学校給食費の額の見直し</p>

【 参考 】

◎物価高騰に伴う牛乳・副食費の積算単価を改定（米価上昇分はR7.12改定）

（1）牛乳

調達契約先（京都府）から価格改定見込額を上乗せ

小中学校給食：牛乳3円

（2）副食費

日本銀行 経済・物価情勢の展望（令和7年8月）から令和8年度における消費者物価指数2.0%伸びを鑑み、令和7年度副食費に対して2.0%を上乗せ

（3）小学校給食費

【単位：1食あたり】

			令和7年度		令和8年度
			R7.4.1～	R7.12.1～	
食材料費	主食費	米	45円	66円	66円
		牛乳	74円	74円	77円
	副食費	186円	186円	190円 (186円×102/100)	
			305円	326円	333円
					改め 335円

（4）中学校給食費

【単位：1食あたり】

			令和7年度		令和8年度
			R7.4.1～	R7.12.1～	
食材料費	主食費	米	62円	91円	91円
		牛乳	74円	74円	77円
	副食費	224円	224円	229円 (224円×102/100)	
			360円	389円	397円
					改め 400円

○京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則

令和5年12月22日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、京田辺市学校給食費の徴収に関する条例（令和5年京田辺市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(学校給食の申込み)

第3条 学校給食費負担者（保護者等及び教職員に限る。以下同じ。）は、京田辺市学校給食申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 学校給食費負担者は、申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかに学校給食申込事項変更届（別記様式第2号）を市長に提出しなければならない。ただし、保護者等を変更する場合は、前項の規定によるものとする。

3 申込書が提出されていない児童又は生徒が学校給食を受けたときは、当該児童又は生徒の学齢簿に記載された保護者等から申込書の提出があったものとみなす。

(学校給食費の額)

第4条 条例第3条第2項の規定による学校給食費の額は、小学校にあっては1人1日当たり326円とし、中学校にあっては1人1日当たり389円とする。

(学校給食費の納付)

第5条 学校給食費負担者は、別表に定める期別の区分に応じた納付額（以下「期別納付額」という。）を納付期限までに納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

2 納付期限が、京田辺市の休日を定める条例（平成2年京田辺市条例第22号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たると

きは、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。

(学校給食費の納付方法)

第6条 学校給食費負担者は、期別納付額を口座振替の方法により納付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長が別に指定する方法により納付することができる。

(学校給食費の減額)

第7条 市長は、学校給食を受ける者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付額を減額することができる。

- (1) 傷病、入院その他やむを得ない理由により、学校給食を実施する日において連続して5日を超えて学校給食を受けることができないとき。
- (2) 転出等により、年度途中で学校給食を受けることができなくなったとき。
- (3) 食材に関して特別の配慮が必要であると認められるとき。
- (4) その他市長が特に必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により納付額を減額するときは、別表に定める期別のうち、その納付期限が最も遅いものに係る期別納付額から順次に減額するものとする。ただし、前項第3号又は第4号により減額するときは、この限りでない。

(学校給食費の還付及び充当)

第8条 市長は、学校給食費負担者から納付された期別納付額に過納又は誤納があるときは、当該過納又は誤納の額（以下「過誤納金」という。）を当該学校給食費負担者に還付するものとする。ただし、当該学校給食費負担者に係る未納の期別納付額（納付期限が未到来のものを含む。以下この項において同じ。）があるときは、当該過誤納金を当該未納の期別納付額に充当することができる。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付し、又は充当するときは、当該学校給食費負担者に通知するものとする。

(督促)

第9条 市長は、条例第6条の規定による督促をするときは、納付期限後20日以内に督促状を発しなければならない。

- 2 前項の規定による督促に係る納期限は、督促状を発する日から起算して15日以上を経過した日とする。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則 (令和6年9月30日規則第57号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

附 則 (令和7年3月11日規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年11月25日規則第50号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則の施行に関し必要な行為は、この規則の施行の前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この規則による改正後の京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に提供する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に提供する学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。

別表 (第5条、第7条関係)

期別	期別納付額	納付期限
第1期	学校給食費の額に1の年	5月末日
第2期	度において実施があると	6月末日
第3期	見込まれる学校給食の日	7月末日
第4期	数を乗じて得た額を10	8月末日
第5期	で除して得た額(100円	9月末日
第6期	未満の端数があるときは、	10月末日
第7期	これを切り上げた額)とす	11月末日
第8期	る。	12月末日
第9期		1月末日
第10期	学校給食費の額に1の年 度において実施する学校 給食の日数を乗じて得た 額から、第1期から第9期 までの期別納付額の合計 を減じて得た額とする。	2月末日

別記

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

(あて先)京田辺市長

京田辺市学校給食申込書

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記のとおり学校給食を申し込みます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員)	フリガナ		申込 区分	<input type="checkbox"/> 保護者等 (続柄) <input type="checkbox"/> 教職員	
	氏 名				
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)			
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)		
	電子メール アドレス				
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	フリガナ		生 年 月 日	年 月 日	
	氏 名				
	学校名等	市立	<input type="checkbox"/> 小学校	<input type="checkbox"/> 新1年生	
			<input type="checkbox"/> 中学校	<input type="checkbox"/> 年 組	
住 所	※学校給食費負担者と住所が異なる場合のみ記入してください。 (〒 -)				

(特記事項)

- 1 本申込書は、学校給食を受ける児童又は生徒(教職員)1人につき1枚を提出してください。
- 2 本申込書は、京田辺市立小学校又は中学校に在学(在籍)する期間は無効となります。なお、申込事項に変更が生じた場合は、学校給食申込事項変更届を提出してください。ただし、保護者等を変更する場合は、改めて本申込書の提出が必要です。
- 3 期別納付額に過誤納金が生じたときは、口座振替の指定口座に還付します。期別納付額を滞納したときは、法定利率による遅延損害金が発生する場合があります。また、支払督促等を裁判所に申立てする場合があります。
- 4 食物アレルギー等により食材に関して特別な配慮を要し、学校給食の全部又は一部を受けることができないときは、在学する学校長に相談してください(教職員は除く。)

年 月 日

(あて先) 京田辺市長

学校給食申込事項変更届

京田辺市学校給食費の徴収に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、学校給食の申込事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

学校給食費負担者 (保護者等、教職員) ※保護者等、教職員 いずれかに○	フリガナ		
	氏 名		
	住 所 (文書送付先)	(〒 -)	
	電話番号	(自宅)	(携帯電話)
	電子メール アドレス		
学校給食を受ける 児童又は生徒 (教職員は学校名のみを記入)	学 校 名	市立	学校 年 組
	フリガナ		
	氏 名		
変更事項 (該当する内容を 記入ください。)		変 更 前	変 更 後
	住 所 (文書送付先)		
	住 所 (児童又は生徒)		
	学校名等	市立 年 組 学校	市立 年 組 学校
	フリガナ		
	氏 名		
	そ の 他		

(特記事項)

- 1 本変更届は、学校給食を受ける児童又は生徒(教職員)1人につき1枚を提出してください。
- 2 保護者等を変更する場合は、京田辺市学校給食申込書の提出が必要です。

報告第13号

(仮称) 草内こども園整備事業の延期について

(仮称) 草内こども園整備事業の延期について、別紙のとおり報告する。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、令和9年4月開園を目指し、整備事業を進めていた(仮称)草内こども園整備事業について、開園予定に間に合わない状況となったため報告するものである。

(仮称)草内こども園整備事業の延期について

(仮称)草内こども園については、草内幼稚園と草内保育所を統合する形で、0歳児から5歳児を受け入れるフルサイズの幼保連携型認定こども園を民間活力の活用により整備することとし、令和9年4月開園を目指し、事業を進めてまいりました。

この間、市と整備運営事業者とで整備内容等について、“地元説明会”を行ってまいりましたが、特に安全対策等について、現状の計画では、近隣住民の十分な理解を得ることができませんでした。令和9年4月開園を実現するためには、工事スケジュールにおいて、令和8年3月末までの工事着手が必要となるところですが、現状においては、理解を得ないままの着工は困難であり、目指す開園予定に間に合わない状況となりました。

今後については、整備運営事業者とともに速やかに対応を検討いたします。

1 整備計画

場 所：京田辺市草内法福寺1番地1 他

敷地面積：約3,300㎡

施設種別：幼保連携型認定こども園

整備運営事業者：社会福祉法人美樹和会

(京都府京都市伏見区桃山町大島38番地110)

開園予定：令和9年4月

2 説明会実施日

第1回 令和8年2月 1日(日)

第2回 2月21日(土)

第3回 3月 8日(日)

第4回 3月21日(土)

3 今後の予定

4月 草内保育所、草内幼稚園在園児保護者への説明
「令和9年4月開園予定の延期」

議案第24号

京田辺市認定地域クラブに関する認定要項について

京田辺市認定地域クラブに関する認定要項を策定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(提案理由)

本件は、京田辺市立中学校における部活動の地域展開を推進するため、京田辺市認定地域クラブに関する認定要項を策定することについて、教育委員会に提案するものである。

京田辺市認定地域クラブに関する認定要項

1 目的

この要項は、京田辺市立中学校における部活動の地域展開を推進するため、京田辺市認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の認定に関する基準及び手続等を定めることにより、地域と学校が連携した持続的な活動体制を構築し、中学生が生涯にわたり、スポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実に努めることを目的とする。

2 認定要件

- (1) 京田辺市立中学校に在籍する生徒（以下「生徒」という。）を対象を含む活動であること。
- (2) これまで学校部活動が担っていた役割・機能を継承・発展させ、生徒が希望するスポーツや文化芸術活動に取り組める環境であること。
- (3) 休日は1日3時間以内、平日は1日2時間以内の活動時間とすること。週あたり土・日曜日を含む週2日以上（休日だけ活動する場合は、原則、土日いずれか1日）の休養日を設定すること。
- (4) 活動場所は原則として京田辺市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
- (5) 認定地域クラブに参加する生徒が自由に加入及び退会できること。
- (6) 営利目的を主とした運営でないこと。
- (7) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費（休日だけ活動する場合は月額3,000円を上限とする。）を設定すること。
- (8) 公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。
- (9) 指導者については、市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講する等、専門性や指導力の向上に努めていること。
- (10) 安全管理体制の確立と怪我・事故防止等に努めること。
- (11) 団体の規約、年間活動計画、役員・会員名簿等を整備していること。
- (12) 生徒の活動内容や活動実績について、出欠簿等により記録するとともに、生徒の在籍校と必要に応じ情報共有を行うこと。

3 認定の申請

認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、認定を受けようとする始期の1月前までに「京田辺市認定地域クラブ活動認定申請書」（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約もしくは会則、または相当するもの
- (2) 活動計画書（別紙様式1）
- (3) 収支予算書（任意様式）
- (4) 京田辺市認定地域クラブ活動認定要件確認書（別紙様式2）
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

4 認定の決定

教育委員会は、前項の規定による認定の申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査及び必要に応じて現地調査を行った上で、認定の可否について判断し、「京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書」（様式第2号）または「京田辺市認定地域クラブ活動不認定通知書」（様式第3号）により申請団体に通知するものとする。

5 認定期間

認定期間は、年度単位とする。

6 変更の届出

認定地域クラブは、申請内容に変更が生じた場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動変更届出書」（様式第4号）を速やかに教育委員会に提出しなければならない。

※ クラブの基本情報の変更（クラブ名称の変更）、活動体制の変更（代表者や指導者の変更）、活動内容の変更（活動場所の変更や活動計画の変更など）

7 休止の届出

認定地域クラブは、その活動を休止する場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動休止届出書」（様式第5号）を教育委員会に提出しなければならない。

※ 指導者のけがや病気その他の理由により一定期間活動できない場合

8 認定取消しの届出

認定地域クラブは、認定の取消しを届け出る場合は、「京田辺市認定地域クラブ活動認定取消届出書」（様式第6号）を教育委員会に提出しなければならない。

※ 認定地域クラブ活動の継続が困難になった場合（指導者等が病気や家庭の事情等で後任が見つからない場合や活動休止が長期化し、再開の見込みが立たない場合など）

9 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。また、認定の取消しを受けた団体は、翌年度の認定を受けることができない場合がある。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠いたとき。
- (3) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (4) その他、教育委員会が不相当と認めたとき。

教育委員会は、認定の取消しを決定した場合、「京田辺市認定地域クラブ活動認定取消通知書」(様式第7号)を当該認定地域クラブへ通知するものとする。

10 活動報告書の提出

認定地域クラブは、年度末に教育委員会が別に定める書類を提出しなければならない。

11 認定地域クラブの責務

- (1) 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、連携協力を行うものとする。
- (2) 認定地域クラブは、教育委員会の求めに応じて必要な対応を行うものとする。

12 公的支援

認定地域クラブは、別に定めるところにより、補助金の交付その他の支援を受けることができる。

13 その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が別に定める。

京田辺市教育委員会
教育長

団体名
代表者氏名

京田辺市認定地域クラブ活動認定申請書

京田辺市認定地域クラブ活動の認定を申請するに当たり、次の事項を誓約の上、下記の書類を添付して申請します。

(誓約事項)

- 1 京田辺市認定地域クラブ活動の認定要件を遵守し、本申請書及び添付書類に記載した内容に沿って活動を行います。
- 2 申請内容のうち認定に係る事項に変更（軽微な変更を除く。）が生じた場合は速やかに届け出ます。
- 3 教育委員会からの指導助言があった場合は、真摯に対応します。

(添付書類)

- 1 団体の規則もしくは会則、または相当するもの
- 2 活動計画書（別紙様式1）
- 3 収支予算書（任意様式）
- 4 京田辺市認定地域クラブ活動認定要件確認書（別紙様式2）
- 5 その他教育委員会が必要と認める書類

別紙様式 1

活動計画書

1	団体名			
2	代表者名			
3	地域クラブ活動の名称			
4	地域クラブの連絡先	氏名： TEL： E-mail： 〒		
5	活動の目的			
6	活動種目			
7	活動内容（活動時間・曜日）			
8	参加者数	全体 名（うち本市立中学校在籍生徒 名） 中学1年 男 名 女 名 計 名（うち 名） 中学2年 男 名 女 名 計 名（うち 名） 中学3年 男 名 女 名 計 名（うち 名）		
9	募集対象区域（エリア）			
10	活動場所（希望する中学校施設）			
11	指導者氏名・年齢・保有資格	氏名	年齢	保有資格
		①		
		②		
		③		
		④		
		⑤		
⑥				
12	参加費、保険料などの受益者負担	参加費： 円／月 保険料： 円／年 その他： 円／年		

京田辺市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

①京田辺市立中学校に在籍する生徒を対象を含む活動であること。

- 京田辺市立中学校に在籍する中学生を対象を含む活動であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと

②これまで学校部活動が担っていた役割・機能を継承・発展させ、生徒が希望するスポーツや文化芸術活動に取り組める環境であること。

- 生徒^{※1}の自主的・主体的な参加による活動^{※2}であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること

※1 中学校の生徒を主な対象とする。以下同じ。

※2 生徒へのアンケート調査や生徒によるワークショップ、生徒による活動目標・活動計画の話し合いなど生徒のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、生徒のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

③休日は1日3時間以内、平日は1日2時間以内の活動時間とすること。週あたり土・日曜日を含む週2日以上（休日だけ活動する場合は、原則、土日どちらか1日）の休養日を設定すること。

- 生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、週2日以上休養日を設定し、活動時間は、休日は1日3時間以内、平日は1日2時間以内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動となっていること

※1

※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、平日は学校部活動を実施し、休日のみ認定地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の認定地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の認定地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。

④活動場所は原則として京田辺市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。

- 活動場所までに移動について、生徒及びその保護者に移動距離・移動手段・移動時間等過度な負担が生じないよう配慮すること

⑤ 認定地域クラブに参加する生徒が自由に加入及び退会できること。

- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること※1

※1 部活動の地域展開は、障害のある生徒や運動が苦手な生徒等を含め、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

⑥ 営利目的を主とした運営でないこと。

- 営利を主たる目的とせずに運営すること
 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること

⑦ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費（休日だけ活動する場合は月額3,000円を上限とする。）を設定すること。

- 認定地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。

⑧ 公正かつ適切な会計処理を行い、関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

- 公正かつ適切な会計処理が行われ、透明性を確保するために関係者に対する情報開示が適切に行われていること

⑨ 指導者については、市やスポーツ団体等が主催する指導者研修を受講する等、専門性や指導力の向上に努めていること。

- 市やスポーツ団体等が主催する研修を受講し、指導力向上等に携わること
 認定地域クラブ活動において指導者や見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること
 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

⑩ 安全管理体制の確立と怪我・事故防止等に努めること。

- 市、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること
 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと
 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮のうえ、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること
 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

⑪団体の規約、年間活動計画、役員・会員名簿等を整備していること。

次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること^{※1}

- ・ 団体の目的
- ・ 役員（代表、副代表、会計、監事^{※2}）の選任・解任に関すること
- ・ 会員の入退会、参加費等に関すること

年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定し、公表していること

※1 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしているものとする。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。地域の実情等により役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑫生徒の活動内容や活動実績について、出欠簿等により記録するとともに、生徒の在籍校と必要に応じ情報共有を行うこと。

認定地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等^{※1}を生徒の在籍する中学校と共有すること

生徒の活動状況や活動実績等について、出欠簿等により記録するとともに、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有するため、情報を適切に管理すること^{※2}

市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと

活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと

※1 平日の学校部活動と休日の認定地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 認定地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

京田辺市教育委員会
教育長

団体名
代表者氏名

(団体名)

京田辺市教育委員会 教育長

京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書

年 月 日付けで申請のあった京田辺市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記のとおり認定します。

記

1. 地域クラブ活動の名称

2. 認定期間 年 月 日～年 月 日

3. 留意事項
(※必要に応じて記載)

以上

年 月 日

(団体名)

京田辺市教育委員会 教育長

京田辺市認定地域クラブ活動不認定通知書

年 月 日付けで申請のあった、京田辺市認定地域クラブ活動の認定申請について、下記の理由により認定しないこととしましたので、通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 不認定の理由

以上

京田辺市教育委員会
教育長

団体名
代表者氏名

京田辺市認定地域クラブ活動変更届出書

年 月 日付けで京田辺市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたため、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 変更事項
3. 変更年月日
4. 変更内容 (新)
(旧)
5. 変更の理由

以上

京田辺市教育委員会
教育長

団体名
代表者氏名

京田辺市認定地域クラブ活動休止届出書

年 月 日付けで京田辺市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、活動を休止するため、下記のとおり届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 活動休止予定期間
3. 休止の理由

以上

京田辺市教育委員会
教育長

団体名
代表者氏名

京田辺市認定地域クラブ活動認定取消届出書

年 月 日付けで京田辺市認定地域クラブ活動の認定を受けた（地域クラブ活動の名称）について、下記のとおり京田辺市認定地域クラブ活動の認定取消しを届け出ます。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消の理由

以上

(団体名)

京田辺市教育委員会 教育長

京田辺市認定地域クラブ活動認定取消通知書

年 月 日付けで京田辺市認定地域クラブ活動として認定した(地域クラブ活動の名称)について、下記理由により認定を取り消すこととしましたので、通知します。

記

1. 地域クラブ活動の名称
2. 認定取消の理由

以上

1 趣旨

京田辺市立中学校における部活動を地域クラブ活動として充実させるため、認定地域クラブ活動支援補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるもの。

2 補助対象団体

京田辺市教育委員会が認定した認定地域クラブのうち、京田辺市立中学校に在籍する生徒が5人以上所属するもの。

3 補助金額

次表に掲げる交付基準額又は休日の活動の実施に要した費用から参加費等の収入を控除した額のいずれか低い額。なお、予算を超過する場合又は国・京都府の補助額（各1/3）が予算を下回る場合は、減額又は不交付とする。

対象者数 指導者数	交付基準額 (単位：千円)			
	月4回活動	月3回活動	月2回活動	月1回活動
対象者27人以上 指導者3人以上	スポーツ：673 文化：691	スポーツ：550 文化：569	スポーツ：427 文化：446	スポーツ：305 文化：323
対象者13～26人 指導者2人	スポーツ：576 文化：596	スポーツ：475 文化：494	スポーツ：373 文化：393	スポーツ：272 文化：291
対象者5～12人 指導者1人	スポーツ：423 文化：443	スポーツ：356 文化：377	スポーツ：290 文化：311	スポーツ：224 文化：245

※対象者は、京田辺市立中学校に在籍する生徒

4 申請手続

補助金交付申請書に活動計画書、収支予算書、対象者（生徒）名簿等を添付して学校教育課へ提出

5 施行日

令和8年5月1日

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱（案）

（趣旨）

第1条 この告示は、京田辺市立中学校における部活動を地域クラブ活動として充実させるため、京田辺市補助金等の交付に関する規則（平成2年京田辺市規則第19号）及びこの告示の定めるところにより、予算の範囲内において京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象団体）

第2条 補助金の交付対象となる団体は、京田辺市教育委員会が別に定めるところにより認定した認定地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）であって、中学校（京田辺市立小学校、中学校及び幼稚園の設置並びに管理に関する条例（昭和39年京田辺市条例第7号）別表に規定する中学校をいう。）に在籍する生徒が5人以上所属するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は適当と認める認定地域クラブを交付対象とすることができる。

（補助対象経費）

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、人件費、諸謝金、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料、雑役務費、委託費とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の表に掲げる交付基準額又は休日の認定地域クラブ活動の実施に要した費用（補助対象経費に係るものに限る。）から参加費等の収入を控除した額のいずれか低い額とする。

2 認定地域クラブの認定期間が12か月に満たない場合は、補助金の額を12で除した金額に認定期間の月数を乗じた額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 市長は、本条の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予

算を超過する場合又は本補助金に充当する特定財源が予算を下回る場合は、本条の規定にかかわらず補助金の額を減額して交付又は交付しないことができる。

対象者数 指導者数	交付基準額			
	月4回活動	月3回活動	月2回活動	月1回活動
対象者27人以上 指導者3人以上	スポーツ：6 73千円 文化： 691千円	スポーツ： 550千円 文化： 569千円	スポーツ： 427千円 文化： 446千円	スポーツ： 305千円 文化： 323千円
対象者13～26人 指導者2人	スポーツ： 576千円 文化： 596千円	スポーツ： 475千円 文化： 494千円	スポーツ： 373千円 文化： 393千円	スポーツ： 272千円 文化： 291千円
対象者5～12人 指導者1人	スポーツ： 423千円 文化： 443千円	スポーツ： 356千円 文化： 377千円	スポーツ： 290千円 文化： 311千円	スポーツ： 224千円 文化： 245千円

備考

- 1 対象者とは、中学校に在籍する生徒をいう。
- 2 スポーツとは、スポーツ分野の認定地域クラブをいい、文化とは、文化芸術分野の認定地域クラブをいう。

(交付申請)

第5条 補助金を受けようとする者は、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 京田辺市教育委員会が別に定めるところにより通知した京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書の写し
- (2) 活動計画書
- (3) 収支予算書
- (4) 役員・指導者名簿（別記様式第2号）

(5) 対象者（生徒）名簿（別記様式第3号）

(6) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査を行い、相当と認めるときは、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の概算払）

第7条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「補助クラブ」という。）の請求に基づき、前条の規定により補助金の交付を決定した額の範囲内で概算払により補助金を交付することができる。

（実績報告）

第8条 補助クラブは、当該年度の地域クラブの活動終了後から起算して30日を経過する日又は交付決定日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書（別記様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 活動報告書

(2) 収支決算書

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定による実績報告があつた場合は、当該実績報告に係る書類の審査を行い、相当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金確定通知書（別記様式第6号）により補助クラブに通知するものとする。ただし、補助金の確定額と交付決定額とに差異が生じない場合は、当該通知を省略することができる。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助クラブが次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) この告示に違反したとき。
- (2) 不正な手続きにより補助金を受けたとき。
- (3) 活動を中止したとき又は活動の続行が困難と認められるとき。
- (4) その他市長が適当でないと認めたとき。

(委任)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月1日から施行する。

別記

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

団体名

代表者名

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付申請書

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

- 1 申請額 金 円
- 2 認定地域クラブ活動予定日数 日
- 3 添付書類
 - (1) 京田辺市認定地域クラブ活動認定通知書の写し
 - (2) 活動計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 役員・指導者名簿（別記様式第2号）
 - (5) 対象者（生徒）名簿（別記様式第3号）
 - (6) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

役員・指導者名簿

1 役員名簿

No	役職名	氏名	住所	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

2 指導者名簿

No	氏名	住所	保有資格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

様式第3号 (第5条関係)

対象者 (生徒) 名簿

No	生徒氏名	かな氏名	学年	在籍中学校	保護者氏名
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

様式第4号（第6条関係）

文書番号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金について、下記のとおり交付決定します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

（あて先）京田辺市長

所在地

団体名

代表者名

京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金実績報告書

年 月 日付け文書番号で交付決定を受けた京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金について、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 実績額 金 円
- 2 完了年月日
- 3 添付書類
 - (1) 活動報告書
 - (2) 収支決算書
 - (3) 領収書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号（第9条関係）

文書番号
年 月 日

様

京田辺市長



京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付確定通知書

年 月 日付で申請のあった京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金については、京田辺市認定地域クラブ活動支援補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

記

- 1 地域クラブ活動の名称
- 2 補助金確定額 金 円

議案第25号

学校運営協議会委員の委嘱について

京田辺市学校運営協議会規則（平成27年京田辺市教育委員会規則第1号）第8条の規定により、別紙の者を普賢寺小学校の学校運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、学校運営協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月17日から令和9年3月31日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
地域住民	中 富 学 郎	天王区選出
保護者	有 山 洋 平	普賢寺小PTA会長
学識経験者	今 井 敏 博	同志社女子大学名誉教授

新たに委嘱する者

委員区分	氏名	備考
地域住民	中 島 伊 佐 夫	天王区選出
保護者	久 保 雅 人	普賢寺小PTA会長
校長推薦	南 利 潔	地域コーディネーター

参考資料

普賢寺小学校学校運営協議会（なのはな委員会）委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
北村 幸輝	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
有山 憲利	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
中島 伊佐夫	地域住民	R8.4.17～ R9.3.31	委嘱	新任	前年度の 副会長
大富 育寅	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
伊東 正博	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
森島 裕也	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		会長
奥田 秀登	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
榊 孝次	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
中西 哲夫	地域住民	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
久保 雅人	保護者	R8.4.17～ R9.3.31	委嘱	新任	
南 利潔	校長推薦	R8.4.17～ R9.3.31	委嘱	新任	
新 恭代	校長推薦	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
塩田 美穂子	校長推薦	R7.4.1～ R9.3.31	委嘱		
南部 智彦	関係行政機関の 職員	R7.4.1～ R9.3.31	任命		
佐々木 みゆき	設置校の校長	R7.4.1～ R9.3.31	任命		

○京田辺市学校運営協議会規則

平成27年3月10日

教育委員会規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき京田辺市立学校に設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、保護者及び地域住民の学校運営への参画を進めることにより、学校と保護者、地域住民等との信頼関係を深め、ともに児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(指定)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、前条の目的が達成できると認める学校について、協議会を設置する学校（以下「設置校」という。）として指定することができる。

2 前項に規定する指定の期間は2年間とし、再指定することができる。ただし、最初の指定の期間は、指定された日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 設置校の校長は、次に掲げる事項に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）について、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び学校運営に関すること。
- (2) 教育課程の編成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、校長が必要であると認める事項

2 設置校の校長は、前項の承認を得た基本方針に従って学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第5条 協議会は、設置校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、当該設置校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が府費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、教育委員会を経由するものとする。

（運営に関する評価）

第6条 協議会は、当該設置校の運営状況等について適切な時期及び方法により評価を行うものとする。

（運営への参画の促進等）

第7条 協議会は、当該設置校の運営について、保護者、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、その活動に関する情報を発信するとともに、保護者、地域住民等の意見の聴取に努めなければならない。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

（1） 保護者

（2） 地域住民

（3） 学識経験者

（4） 関係行政機関の職員

（5） 設置校の校長

（6） 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が適当と認める者

2 設置校の校長は、委員を推薦することができる。

3 前項の推薦に当たって、設置校の校長は、委員の候補者を公募することができる。

4 教育委員会は、委員の辞職等により欠員が生じた場合は、新たな委員を任命することができる。

（委員の任期）

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期

間とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、当該設置校の指定の期間が満了したとき又は指定が取り消されたときは、委員は、その身分を失うものとする。

(守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 協議会及び設置校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) その他委員としてふさわしくない非行を行うこと。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、本人から辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる。

- (1) 前条の規定に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のため職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解任に相当する事由が認められるとき。

(報酬)

第12条 委員の報酬は、別に定める。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が在任しないときの協議会は、教育長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決

するところによる。

4 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長その他教職員から報告及び説明を求めることができる。

5 会長は、必要があるときは、当該設置校の校長と協議のうえ、委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議の公開については、京田辺市審議会等の会議の公開等に関する指針（平成25年4月1日施行）による。

(部会等)

第16条 協議会は、部会等必要な組織を置くことができる。

(運営に必要な事項)

第17条 協議会は、法令及び教育委員会が定める規則の範囲内において、協議会の運営に必要な事項を定めることができる。

(指導及び助言)

第18条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

(指定の取消し)

第19条 教育委員会は、前条の規定による指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事由が発生した場合は、学校の指定を取り消さなければならない。

(1) 協議会としての活動の実態がないと認められる場合

(2) 協議会としての合意形成が行えないと認められる場合

(3) その他設置校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、設置校において処理する。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後、最初の委員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

議案第26号

京田辺市立図書館協議会委員の委嘱について

図書館法（昭和25年法律第118号）第15条及び京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成3年京田辺市条例第1号）第6条の規定により、別紙の者を京田辺市立図書館協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の議決を求める。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

（提案理由）

本件は、京田辺市立図書館協議会委員のうち、辞職の願いがあった委員について辞職を承認し、その後任委員として、別紙の者を委嘱したいので、提案するものである。

任期は、令和8年4月17日から残任期間である令和9年8月24日まで。

別紙

辞職を承認する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	西津 恵子	社会教育委員

委嘱する者

委員区分	氏名	備考
社会教育の関係者	奥西 康宏	社会教育委員

参考資料

京田辺市立図書館協議会委員名簿

氏名	委員区分	任期	委嘱・任命の別	新任・再任の別	備考
奥西 康宏	社会教育の関係者	R8. 4. 17～ R9. 8. 24	委嘱	新任	
原田 隆史	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
島谷 千織	家庭教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
村木 美紀	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
森崎 亮子	学識経験のある者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
岩城 雄大	社会教育の関係者	R7. 4. 1～ R9. 3. 31	委嘱		
上原 正章	学校教育の関係者	R7. 6. 19～ R9. 6. 18	委嘱		

○京田辺市立図書館の設置及び管理に関する条例

平成3年3月30日

条例第1号

改正 平成14年7月10日条例第22号

平成24年3月30日条例第11号

田辺町立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和30年田辺町条例第6号）の全部を改正する。

（目的及び設置）

第1条 京田辺市は、図書その他の図書館資料を収集し、整理し、又は保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的として、図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第10条の規定に基づき、図書館を設置する。

（名称及び位置）

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 京田辺市立中央図書館

位置 京田辺市田辺辻40番地

（分室）

第3条 図書館の分室の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
京田辺市立中央図書館北部分室	京田辺市大住内山1番地の1 京田辺市立北部住民センター内
京田辺市立中央図書館中部分室	京田辺市草内美泥22番地の2 京田辺市立中部住民センター内

（職員）

第4条 図書館に館長、事務職員、専門的職員その他必要な職員を置く。

（利用者の秘密を守る義務）

第5条 図書館は、資料の提供活動を通じて知り得た利用者の個人的な秘密を漏らしてはならない。

(図書館協議会)

第6条 法第14条の規定により、図書館に図書館協議会を置く。

2 図書館協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。

3 委員の定数は10名以内とし、任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員の報酬及び費用弁償は、京田辺市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年京田辺市条例第7号）の定めるところにより支給する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成3年6月規則第3号で、同3年6月28日から施行)

附 則 (平成14年7月10日条例第22号)

この条例は、平成14年9月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日条例第11号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

図書館法

(図書館協議会)

第十四条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第十五条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第十六条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

図書館法施行規則

第三章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準

第十二条 法第十六条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

報告第14号

京田辺市が目指す社会教育のあり方について

京田辺市が目指す社会教育のあり方について、報告する。

令和8年4月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山岡 弘高

(報告理由)

本件は、社会教育委員会議から提出された表記文書について、報告するものである。

京田辺市が目指す社会教育のあり方について【報告】

令和8年3月

京田辺市社会教育委員会議

社会教育委員会議での協議内容

社会教育委員の社会教育に対する思いを総括した上で、京田辺市で今後目指すべき社会教育について、3つに分類しています。

① 地域コーディネーターを発掘し、育てること

今後、よりよい学校教育を通じてより良い社会を創るという目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を児童生徒に育む社会に開かれた教育課程という理念の実現に向け、地域とともにある学校とともに、学校を核とする地域づくりを進めることが重要になります。

地域と学校をつなぐ、また、地域住民同士をつなぐ中心となるコーディネーター人材を発掘し、育成することは、地域の特徴に応じた社会教育の課題解決や充実に向け不可欠と考えられます。

そのために、地域で区・自治会役員、PTA役員等地域の有力人材を集め定期的な交流の場を設けることで人材の把握に努めるとともに、現職だけでなく地域貢献意識の高い人に声掛けを行うなどにより、地域活動に積極的な人を探し出すなど人材の発掘を進めるべきと考えます。

また、地域コーディネーターに必要な能力や知識の資料化を行い、講習会や交流会を行うことで地域コーディネーターの質の向上を図っていただくとともに、ボランティアとして活動していただくのではなく、教育委員会が委嘱・任用したり、報酬を支払ったりしていただくことで意識の高い人材の確保をしていくべきと考えます。

② 地域住民同士のつながり強化

京田辺市内の各区・自治会では、地域行事をはじめとした地域住民同士の交流が行われています。しかしながら、中高生や現役世代の地域活動への参加率はほかの世代と比較して少ないと感じています。

新興住宅地、旧村地域など市内それぞれの地域には特徴があり、社会教育に対する思いは地域によって異なります。若い世代や大学生など、地域活動への参加者が少ない地域でも、地域行事に工夫をすることで地域活動に取り込むことができる方法があるのではないかと考えます。

例えば、防災の観点における近隣住民とのつながりの重要性など区・自治会加入のメリットを京田辺市が周知することが重要だと考えます。

また、若い世代、学生など地域住民と関わりの薄い世代や地域コミュニティと一定の距離を置きたい住民に対して、参加することにメリットがある行事を企画することや声掛けを行うことで、地域コミュニティに参加しない人を参加させる仕組みづくりをしていくべきと考えます。

学校行事など子どもの学びの場に地域住民が関わることで学校教育を通じてより良い社会を作るという目標を学校と地域社会とが共有し、連携・協働しながら新しい時代に求められる資質や能力を児童生徒に育むことで学校を核とする地域づくりの推進をしていくべきと考えます。

③ 地域と同志社との連携

同志社と京田辺市は、今年度で連携協力に関する協定を締結して20周年になります。「大学のあるまち」として教育、文化、福祉、地場産業、まちづくり等の分野で相互に協力を行っていただいております。地域社会の発展や人材育成のために様々な取組を行っていただいております。

社会教育委員会議から、社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携についてまとめたとおり、学生が地域で学び、市民と交流を行うなど同志社と京田辺市とが継続的に地域と学生が関わる機会の提供を行っていくべきと考えます。

おわりに

京田辺市社会教育委員会では、より多くの市民に対して幅広い知識、教養及び実践力を身に付ける機会の創出、学びをととした市民の生きがいやつながりの向上、地域住民同士のつながりを深め、地域活性化をすることによる魅力的なまちづくり、地域の課題解決力の向上、子ども達の体験学習機会を増やすとともに、地域とのつながりを形成し、地域活動意識を向上させることが京田辺市のより良い社会教育の実現のために必要だと考えています。

京田辺市が目指すより良い社会教育の実現に向けて、今後も引き続き協議をしていきたいと考えています。

これまでの協議資料

京田辺市の社会教育について	ご意見の集約	P 6
京田辺市の社会教育について	ご意見の集約詳細	P 7～P 14
京田辺市の社会教育について	各委員の意見総括	P 15
京田辺市が目指す社会教育とその実現方法について（要約）		P 16～P 22
京田辺市と同志社との社会教育のあり方について		P 23～P 34
社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携について		P 35～P 37

京田辺市の社会教育について ご意見の集約

各委員からのご意見を、目的、手段別に分類して次のとおりまとめました。

目 的	手段・内容
1 教育の質向上	<ul style="list-style-type: none"> ①大学や企業などの社会インフラの活用 ②中間層（若者世代）に魅力あるもの、企業×中間層といったイベント等の企画 ③団塊の世代に市内の専門家によるより高度な講座の実施 ④部局の枠を超えた企画部門を設置し、タイムリーな講座など魅力的な企画の実施 ⑤参加する人が充実感を得られ持続可能な取り組みの実施
2 学習機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ①社会教育と防災、福祉等の他部局が事務担当者レベルで連携強化 ②市内団体や各部局の講座・イベントについて各部局が連携を図り情報発信を強化 ③講座等を魅力的で世代間交流ができるものへの見直し
3 福祉と社会教育	<ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の新たな価値観づくりに繋がる、魅力的な講座、学びを活かせる場、児童との繋がり、福祉等他部局と社会教育の連携、デジタル格差解消 ②ヤングケアラー問題など、福祉の視点を取り入れた社会教育と学校教育の連携
4 施設・体制 (学習機会の拡大)	<ul style="list-style-type: none"> ①市の貴重な文化財を展示する博物館の設置 ②社会教育施設の増加 ③現在の2倍程度の規模のある中央公民館の設置 ④オープンな会場を創設し、参加型のイベントや市民自らの企画など魅力的な企画の実施 ⑤社会教育施設等の利用料無料化 ⑥社会教育委員の協議機会の増加 ⑦社会教育・公民館職員の増員と専門化
5 地域活性化	<ul style="list-style-type: none"> ①地域のキーパーソン発掘、指導者の質の向上 ②学校外でのスポーツの場の提供 ③地区公民館をベースにした指導者等の組織化 ④地区公民館に、施設管理や事業の支援を行う常駐職員の配置 ⑤南部まちづくりセンターの効果的な活用 ⑥地域の実情に合わせたきめ細かい教育プログラムの実施
6 学校と社会教育 の連携 (主に小学校区)	<ul style="list-style-type: none"> ①コーディネーターが地域人材を発掘し、学校での実技指導に活用 ②学校運営協議会や地域学校協働本部の設置とコーディネーターの配置 ③社会教育と学校教育との連携のためのコーディネーター設置 ④学校と地域との連携強化 ⑤関係者の目線で地域の資源を発掘

京田辺市の社会教育について ご意見の集約詳細

1 教育の質向上

高校生、大学生、一般企業人、団塊の世代などを対象とし、大学、企業、エキスパート市民と連携するなどして、高度な教育や世間で話題になっている内容を取り入れるなど、魅力的な教育プログラムを提供する。

	手段・内容	提案
①	大学や企業などの社会インフラの活用	<p>社会インフラの活用</p> <p>市には、中央公民館を核とした地域公民館や住民センターや中央図書館及び分室など、多少の偏在はあるものの、公的な社会インフラが充実しており、また、同志社大学等があることも強みであり、さらに、様々な企業が活動をしている。社会教育施設だけでなく大学、企業等が提供する学習機会の場の拡大が求められる。今後の「学びの場」とは、公民館などの社会教育施設のみではなく、大学、企業等が提供する社会におけるあらゆるコンテンツを「学びの場」として捉えることが重要である。</p>
②	中間層（若者世代）に魅力あるもの、企業×中間層といったイベント等の企画	<p>目的・青少年を含む中間層への社会教育機会向上</p> <p>背景 教育活動の対象は、小中学生とその保護者、高齢者が中心となり、高校生以上の中間層と市の関係が希薄。結果、高校進学後、活動の中心が市外となり、市への愛着が薄れている。ベッドタウンとしてしか関わらない。</p> <p>概要（具体的な方策など）・市内在住、通学の大学生や高校生など中間層にとって魅力的なイベントや教育活動を活性化し、中間層の活動拠点や居場所を市内にシフトさせ、市への愛着向上を図る。さらに年代を超えた交流・連携イベント（子ども×高齢者でなく、企業人×高校生、特定の専門領域に特化など）を開催し、中間層と地域(市)との繋がりをより強固にする。</p>
③	団塊の世代に市内の専門家によるより高度な講座の実施	<p>団塊の世代が高齢となって来るが、今後はますます高学歴化が進み、高い専門性のプログラムも必要となってくる。同志社大学や京田辺市に住いされている専門家によるプログラムの開発なども考えられる。</p>
④	部局の枠を超えた企画部門を設置し、タイムリーな講座など魅力的な企画の実施	<p>背景 教育内容が前年踏襲となることが多く、時代変化に対応した企画がない。</p> <p>概要（具体的な方策など）部局の枠を超え、魅力的な講師やゲストなど、タイムリーな企画を行う専任部門を設立し、内容充実を図るとともに、常に魅力的イベントを開催することで、人の流れを生み出し、施設利用率向上とともに、市民の社会教育機会の増加を図る。数年後には、市民自らの企画を促進</p>

⑤	<p>参加する人が充実 実感を得られ 継続可能な取組 の実施</p>	<p>市は、人口は右肩上がりとなっている市として今後展開することが望ましい社会教育とは何か？ 少子高齢化が進み、生産年齢人口の減少が続いており、「人生100年時代」「70歳定年」とともに、「生涯学習社会の実現」が語られることが多い。それはリカレント教育の推進や高齢者向け社会教育事業の充実の必要性を意味する。 生涯学習社会とは、「人々が、生涯のいつでも、自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会」とされている。社会教育委員の視点で考えると、あらゆる年代において学びが保証され、学びで得たものを活かせることが個人や社会にとっても大切なこと、そして、社会教育の役割としても、学習機会の提供や地域社会を活性化し人々がつながる地域づくりが求められているということを確認した。学校教育、家庭教育と連携した子どもたちへの支援の充実も、市にとって最優先事項であるが、社会教育推進のため行政が取り組むべき課題は、ハコモノ整備から子育て支援の制度設計等々まで多岐にわたる。更にSDGsやダイバーシティ&インクルージョンが当たり前となる社会において、それらの課題と連動した社会教育事業が持続可能な形で展開されるための環境整備、参加する人々や関係者すべてが楽しみ、喜び、充実感を得られるような取組が欠かせない。</p>
---	--	--

2 学習機会の拡大

各部局、各団体の連携や交流を高め教育内容の質向上とともに市民への情報提供機会を拡大させる。

また各事業開催情報を分かりやすく整理し、発信力を強化することで、学習機会の拡大を図る。

	手段・内容	提案
①	<p>社会教育と防災、福祉等の他部局が事務担当者レベルで連携強化</p>	<p>4 市長部局との連携 社会教育を充実し地域の課題解決を進めていくためには、教育委員会と、福祉・医療、防災・防犯、環境保全、まちづくり・地域振興等を所管する市長部局の連携が必要である。このため、総合教育会議以外においても、実務者レベルで社会教育担当者と地域政策や福祉等の担当者が情報交換等を行うことも有意義である。</p>

②	市内団体や各部局の講座・イベントについて各部局が連携を強化し、情報発信を	<p>目的・発信強化と内容充実により、市民の学習機会の拡大と質向上</p> <p>背景 各団体等が様々な社会教育活動を行っているが、その利用は一部に限られている。主催側が個別に発信を行っており、開催情報が散在し、必要な情報を入手することが困難。主催者や各団体間での情報共有があまりなされていない。学習意欲の高い市民は一部であり、教育の底上げが行えていない。</p> <p>概要（具体的な方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内各団体等の、社会教育イベントを総括・整理し、分野、対象、時期、場所、内容など様々な視点から、情報共有を行い、内容の精査・充実を図っていく。Web/SNS/広報/掲示板などの発信の主体を統括部門で情報を集約し、強化していく（全ての開催情報が閲覧可能、特定のテーマや日時、場所に特化した情報が取得可能など）
③	講座等を魅力的で世代間交流ができるものへの見直し	<p>学びを通して世代間、地域間のつながりを</p> <p>第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の基本理念「学びを広げ 未来を拓くまち 京田辺」に基づいた社会教育を進めていく。</p> <p>誰もが参加しやすく気軽に学ぶことができる環境づくり</p> <p>各教室や講座等の見直しをする</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マンネリにならない ・興味、関心がある ・世代間、地域間の交流ができる（連携・協働）

3 福祉と社会教育

生きがいや地域での新たな縁の創出など地域の課題解決に繋がる福祉の視点を取り入れた社会教育の充実を図る。

	手段・内容	提案
①	高齢者の新たな価値観づくりに繋がる、魅力的な講座、学びを活かせる場、児童との繋がり、福祉等他部局と社会教育の連携、デジタル格差解消	<p>「生きがいの創出」「地域での新たな縁」「孤立防止」に繋がる新たな高齢者観や価値観を創り出す社会教育の在り方。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①個人個人の学びや知りたいという意欲を出させる講座の検討 ②自ら培った知識や経験を生かせる場づくり ③学校教育の中で子ども達との繋がりがもてる場や時間づくりの拡充 ④健康推進課や民生など他機関との繋がり ⑤インターネットに不慣れな方たちの情報格差、デジタル格差の課題
②	ヤングケアラー問題など、福祉の視点を取り入れた社会教育と学校教育の連携	<p>所得格差が広がり、ヤングケアラーと呼ばれる子どもが出現しており、学社連携にも従来とは異なる要素が入ってくると考える。学校教育と福祉の視点を取り入れ、地域の問題解決にあたる社会教育の在り方が重要になってくる。</p>

4 施設・体制（学習機会の拡大）

博物館など様々な目的の施設や、収容能力やオープン施設など利便性の高い施設を整備することで、学習機会の拡大や質の向上を図る。

社会教育関連の職員や委員を拡充させることで、よりよい社会教育環境を構築させる。

	手段・内容	提案
①	市の貴重な文化財を展示する博物館の設置	<p>博物館の設置</p> <p>市は貴重な文化財を豊富に有しており、これらを生かして教養の向上、地域への理解と自覚を促し、それらが市民の誇りとなり、延いては地域の発展振興をつくりだす。そのための中核的拠点となる博物館の設置を期待したい。</p>
②	社会教育施設の増加	<p>社会教育の中の芸術文化活動を考えると、中央公民館の使用には不便を感じる。</p> <p>公民館主催の水彩画教室から派生した水彩画サークル活動の場合、月1回の抽選により部屋が決まるが、水道のない部屋になったり、小さい部屋2室しか確保できず、分かれて活動となる場合もある。さらに、空きがない場合は、北部住民センターなども利用するが、それでも無理なときは休会となる。</p> <p>芸術や文化的な活動を支える施設が人口規模に対して見合わなくなっている。</p> <p>施設が充実すると更なる諸活動の拡充、望ましい社会教育が展開する余地が生まれてくるのでは。</p>
③	現在の2倍程度の規模のある中央公民館の設置	<p>中央公民館の改築</p> <p>現在の中央公民館は市制施行以前のもので、人口7万の市としては狭小にすぎる。本格的な、現在の倍以上の規模のものが欲しい。建設当時は、山城地域の様々な行事に活用されたと聞く。山城の中心都市として、相応しいものを期待したい。</p>
④	オープンな会場を創設し、参加型のイベントや市民自らの企画など魅力的な企画の実施	<p>背景 学習意欲の高い市民は一部であり、教育の底上げが行えていない。</p> <p>概要（具体的な方策など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化施設にオープンな会場を創設し、参加者限定不要のセミナーやワークショップ等を誘致する。参加ハードルを下げ、通りがかりの市民を取り入れるなど、広く市民を社会教育イベントに巻き込んでいく。セミナー会場は簡易な懇親会に対応可能にし、市民の交流を促進、学習仲間広げること <p>で、持続的な学習意欲の向上を図る。</p>

⑤	社会教育施設等の利用料無料化	<p>施設利用の無償化</p> <p>公民館等の社会教育施設は、図書館と同様無料にして欲しい。特に市民には無料で開放すべき。現在、社会教育関係団体は無料だが、これはかつて当該団体が地域のほぼ全市民を網羅していたからである。しかし現在は市民全体を代表するような性格はなくなっており、それなら全ての利用者に同じ原則を適用すべき。</p>
⑥	社会教育委員の協議機会の増加	<p>社会教育委員の会議の活性化</p> <p>社会教育委員は個人として任命されるが、実際には会議体としての役割が大きい。会議体としての任務を果たすためには委員間の日常的接触、会話が必要。せめて、月1回程度以上、意見交換して今後の方向性を見定める必要がある。それにより市が直面している社会教育の課題などに対応することができるし、教育委員会からの諮問にも応じることができる。</p>
⑦	社会教育・公民館職員の増員と専門化	<p>社会教育・公民館職員の増員と専門職化（勤務の長期化）</p> <p>上記幾つかの課題のためには職員の増員と専門職化が必要である。短期間で異動しない、一定期間在職する専門職が不可欠となる。</p>

5 地域活性化

地域人材の有力者を発掘、組織化し、地域レベルでの教育力、課題解決力向上を図る。

各地域人材の有力者と市社会教育委員との交流機会を拡大させ、より地域の声を社会教育行政に反映させる。

各地域の公民館や住民センターを活用し、各地域レベルでの学習機会の拡大を図る。

	手段・内容	提案
①	地域のキーパーソン発掘、指導者の質の向上	<p>目的・社会教育の基盤となる強い地域を作り、市と地域との連携強化</p> <p>背景 多くの団体があるが、社会教育委員の支持母体はその一部に過ぎず、すべての市民の声を把握していない。地域を支える人材が不足している。地域には様々な活動家やキーパーソン、元自治会やPTA役員など人材が眠っており、十分に活かされていない。</p> <p>概要（具体的な方策など）・市内の社会教育団体や指導者や地域のキーパーソンを洗い出し、縦横の連携を深め、地域の課題や情報交換などを行っていく。数年後には、社会教育指導者研修会、交流会などを実施し、指導者と市との連携を強固なものにする。</p>

②	学校外でのスポーツの場の提供	<p>学校及び地域における全世代でのスポーツ機会の充実 市においては、近隣市町村と比較し、人口増が今後10年近くは続く見込であり、「緑豊かで健康な文化田園都市」を遵守し、人口増に見合った街づくりや、コミュニティーを形成していく。</p> <p>人口増が続く中も、地域のコミュニティーは減少し、核家族化が増加している。その為、学校や地域における集まりの場を提供する事で、生涯における楽しみの場を提供し、健康や体力の増進に寄与したい。</p> <p>しかし、コロナ禍の影響により一旦、中止や消滅した場を再開する為には、新たな地域の役割を担う方々が経験されていない場合もあり、困難ではあるが、重要な課題として今後検討が必要。</p> <p>その為、各種団体との交流の場を設け、また5つの地域との連携を深めていきたい。</p> <p>スポーツ協会は、学校外でのスポーツの場の提供と、地域での生涯スポーツの場を拡大提供することが望ましく、「だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも」身近にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康で豊かな人生を築き、生きがいと喜びを高めることを目的に取り組む。</p>
③	地区公民館をベースにした指導者等の組織化	<p>目的・社会教育の基盤となる強い地域を作り、市と地域との連携強化 背景 地区公民館は集会スペースとしてのみ使用され、地域の情報集約や、社会教育の基盤としては活かしきれていない。</p> <p>概要（具体的な方策など）地域において、キーパーソンや有力メンバーを中心に、眠っている有力者等を掘り起こし、地区公民館をベースに組織化することで、地域課題対策や社会教育活動推進を図り、地域の繋がりを強くし、社会教育力を高めていく。</p>
④	地区公民館に、施設管理や事業常駐職員の配置	<p>区・自治会公民館の活用 市に、多数存在している地域公民館の活用を期待したい。そのために、各公民館に職員を常駐させ、管理運営のもとに、人々が気楽に集まれる雰囲気であれば、連帯感が上がり、様々な行事や活動が活発化する。</p>
⑤	南部まちづくりセンターの効果的な活用	<p>学びを通して世代間、地域間のつながりを 第3次京田辺市生涯学習推進基本計画の基本理念「学びを広げ 未来を拓くまち 京田辺」に基づいた社会教育を進めていく。</p> <p>学びの拠点づくり、南部まちづくりセンターの活用</p>

⑥	地域の実情に合わせたきめ細かい教育プログラムの実施	少子高齢化が進むと予想されるが、地域によって必要とされる社会教育の内容が異なる。新しい開発地域では、子育てや保育に関心があり、高齢者地域では、生きがいや健康などが関心となるように、地域によってきめ細かいプログラムが必要となる。さらに、福祉の視点も必要となってくる。
---	---------------------------	--

6 学校と社会教育の連携（主に小学校区）

地域の有力人材を取り込むなどして、学校運営に地域の意見を取り入れる。

コーディネータを任命するなどして、地域人材の活用を活性化し、子どもの社会教育の質の向上と、地域人材の活躍機会を拡大する。

部活動やスポーツなど積極的に地域人材の活用を図り、地域人材の活躍機会の拡大と子どもたちのスポーツや部活動機会を拡大させる。

	手段・内容	提案
①	コーディネーターが地域人材を発掘し、学校での実技指導に活用	学校支援ボランティアを地域の子どもたちへ有能な人材が地域に眠ってしまっている。その力を子どもの学びに活用する。学校と協働で、生活科や家庭科、図画工作などの実技指導をお願いして、共に学び合うことを目指す。これにより、教員の負担軽減にもなる。しかし、授業の内容や時間の調整等多くの困難もあるが、地域と学校を繋ぐコーディネーター役が必須。退職されている元教員などへの声かけ等、実現に向けた取り組みが必要
②	学校運営協議会や地域学校協働本部の設置 コーディネーターの配置	よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る “よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会とが共有し、連携・協働しながら、「社会に開かれた教育課程」の実現に向け、「地域とともにある学校」「学校を核とする地域づくり」が重要である。 学校教育と社会教育の連携が大切であり、地域と学校を結ぶコーディネート機能を高める「学校運営協議会」の設置や「地域学校協働本部」の整備が求められているが、これらの推進にネックとなっているのが、地域と学校の調整を行う「地域コーディネーター」の配置である。配置の促進や、その資質向上の研修や新たな人材育成など、持続可能な運営が期待されている。
③	社会教育と学校教育との連携のためのコーディネーター設置	社会教育委員は、学校教育の大きな円の中のひとつとして役割を果たすべきだが、社会教育と学校の連携が図れていない。 各校に設けられている学校運営協議会は、学校教育に限られており、社会教育が果たすべき役割は一顧だにされていない。 地域との連携を図ろうとすれば、学校現場がもっと社会教育の現場に接近しなくてはならない。 社会教育委員会を重ねて、できる限り実践できる企画を考案していく必要がある。そのためには、コーディネーター役を決めるなどして企画考案したものをグループ討議し、トライアンドエラーでもよいので実践してみてもよい。

④	学校と地域との連携強化	<p>部活動地域移行への対応</p> <p>スポーツ庁の有識者会議が、部活動地域移行について提言した。休日の運動部の活動は、教師ではなく、地域のスポーツクラブなどが指導する。文化系についても、近く同様の改革を求める見通しである。</p> <p>しかし、課題が山積している。まず、さまざまな競技・文化的活動の指導者を確保ができない。しかも、教師と同じように、生徒に配慮しながら、適切に指導するのは、想像以上に難しい。</p> <p>さらに、これまで部活動は、顧問が献身的に支えてきたがこれを民間に委託する報酬は誰が負担するのか、会費など家庭の負担が必要かといった問題が生じる。</p> <p>これらは、社会教育・社会体育等が連携し合うことで、解決の糸口になるのではと期待している。</p>
⑤	関係者の目線で地域の資源を発掘	<p>社会教育は地域の学習活動の中に子どもたちを誘い出す教育。</p> <p>社会教育は今何をすればよいか。人々の幸せな暮らしが持続されるよう地域課題を解決する。そのための資源をどのように発掘するのか、そのためには関係者の目線が大事。学んで考え、地域の人々と関係者と議論する、やってみる、振り返ること。考えつつ動いてみるのが大事</p>

京田辺市の社会教育について 各委員の意見総括

目的 (目指す社会)	問題点	対策案 (各委員からの提案)
<p>1</p> <p>・より多くの市民に対して幅広い知識、教養及び実践力を身に付ける機会を提供する。</p> <p>・学びを通して市民の生きがいやつながりの向上を図る。</p>	<p>(1)一部の市民しか学習の機会を得ていない。特に現役世代や学生の参加率が低い。</p>	<p>①地区公民館でのイベント開催を強化する。 ②講義など手段の一部デジタル化し、学習の機会を増大する。</p>
	<p>(2)イベント、セミナーなどの開催情報が、市民に十分周知されていない。</p>	<p>①各部門、団体で連携協力するなど、企画や発信の強化と情報共有を行う。 ②高齢者向けデジタル教育を強化する。</p>
	<p>(3)多くの市民が参加したくなるような企画が提供できていない。</p>	<p>①専門レベルの企画の定期開催する。 ②特に若い世代のニーズ把握し、市・地域行事を企画する。 ③企画や動員、講師手配などを専任するコーディネーターが必要 ④多くの市民が参加しやすいスペースと企画が必要</p>
	<p>(4)市内の会議室・ホールの絶対数が不足している。また、数百人規模のホールがない。</p>	<p>①市民ニーズの把握に加え、どう使うべきかの観点から必要となる施設の検討 ②民間団体とも連携し、飲食店、団体専用スペースなど含め、人の流れを作る取組と情報共有が必要</p>
<p>2</p> <p>・地域住民のつながりを強め、地域活性化をすることで魅力的なまちづくりを図る。</p> <p>・地域の課題解決力を向上させる。</p>	<p>(1)区・自治会、公民館活動、学校連携などにおける地域の核となる人材の不足</p>	<p>①区・自治会、PTA役員、教員のOBなど地域の有力人材を発掘する。 ②地区公民館に専属コーディネーターを配置し、企画を強化する。</p>
	<p>(2)現役世代の地域活動への参加がほとんどない。</p>	<p>①現役世代の地域参加を促進する組織の立上げや現役世代を中心に活動する組織の活性化を図り、横のつながりを構築する。 ②若い世代が多く参加する美化活動や学校行事などと連携し、地域参加のきっかけ作りを行う。</p>
<p>3</p> <p>・子どもたちの体験学習機会を増やすとともに、地域とのつながりを形成し、地域活動意識を向上させる。</p>	<p>(1)子どもたちの社会教育を図る上で、地域、学校、社会教育の連携不足</p>	<p>①元教員に学校と地域のパイプ役になってもらう等、連携を強化する。 ②教員増員が急務。教員負担を軽減し、教員の地域意識向上を図る。</p>
	<p>(2)地域を取りまとめるコーディネーター人材の不足</p>	<p>①コーディネーター人材の発掘に加え、スキル教育を実施する。</p>
	<p>(3)ボランティアベースでの地域活動の維持が困難。また、教員不足により教員の負担も限界</p>	<p>①地域人材を中心に、必要なところに専任者を任命する。</p>

京田辺市が目指す社会教育とその実現方法について（要約）

① コーディネーターの発掘

ア コーディネーターの発掘する具体案

1	<p>小学校区（自治会単位）で、自治会役員、PTA 役員、教員、見守り隊はじめ地域有力人材を集め、研修や地域課題を協議する会を開催する。</p> <p>地域有力人材の定期的な交流や新たな連携の場を作るとともに、各地域において、有力人材の相互把握を容易にする。現職の肩書にとらわれず、地域貢献意識の高い人材を集めることが望ましい。</p>
2	<p>文化協会は、組織に「文化委員」という地域の文化活動をまとめる仕事がある。</p>
3	<p>各種資格所持者にコーディネーター登録制度を設け、一般広報する。</p>
4	<p>各種団体等及びその中核となっている人を記し、把握するとわかりやすくなる。その上で、学校教育との連携であれば、その事案に適した団体、代表者等と具体的に話を進めるとともに学び育つことが出来るのではないか。</p>
5	<p>ボランティアに頼るだけでなく、労働に応じた報酬を支払うなど、仕事として働いてもらうことを視野に入れる必要がある。</p>
6	<p>地域の中にコーディネーターに対してどのようなニーズがあるか、また、コーディネーターに対する期待がどのようなものか調査すると、求めることが具体化するのではないか。</p>
7	<p>教育委員会が委嘱・任用し、仕事の内容に見合った人を募集すれば、応募する人があるのではないか。</p> <p>100%ボランティアでやる人の発掘は不可能ではないか。</p>
8	<p>地域活動に積極的な人を探し出して、その人を核として周囲の人々に声をかけてもらう。</p> <p>わずかでもよいので報酬があると、市や教育委員会の本気度が理解されるのではないか。</p>
9	<p>教育・経済・歴史・文学・健康等の領域に分けて、読書会などでお世話していただけるコーディネーターを公募してはどうか。</p> <p>市内在住の各分野で専門的な著書を持っている人を発掘して、こちらから依頼してはどうか。</p>
10	<p>各自治会のサークル等の代表者、自治会役員、民生委員等で意見交換会を行い、人財を見つける。</p> <p>また、コーディネーターが地方自治を高める方向に有益かどうかを検討する。</p>

【例】

- ・小学校区（自治会単位）での研修や地域課題を協議する会の開催
- ・コーディネーター登録制度を設ける。
- ・各種団体等及びその中核となっている人の情報を集める。
- ・コーディネーターに求めることを具体化する。
- ・コーディネーターを委嘱・任用し、報酬を払う。
- ・コーディネーターを公募する。
- ・地域活動の核となる人に声掛けをしてもらう。
- ・地域で意見交換を行い、コーディネーターを見つける。

イ コーディネーターを育てる具体案

1	何を繋ぐコーディネーターが必要か、どのような役割を担うべきかを洗い出し明確化し、そのために必要なスキルやノウハウ等の情報を集め、資料化する。それにより、コーディネーター対象者の学習を容易にする。 地域人材交流会などにおいて、他の地域の先行事例の紹介や、地域内での互いの活動や課題共有などを行い、交流・人脈を深めると共に学びを提供する。
2	地域の手伝いをしている人又は自治会の主要な人が受講する講習会や交流会の場を作る。
3	各地区の集まりで、区・自治会長に協力してもらい社会教育の話をする。

【例】

- ・コーディネーターに必要なスキル、ノウハウ等の情報を資料化する。
- ・講習会、交流会の実施
- ・各地区の集まりで、社会教育の話をする。

② 地域と同志社との連携

ア 地域住民と同志社の学生とのつながりを強化するための具体案

1	<p>学生にとって無償でも参加メリットを感じる体験機会を提供することにより、多くの学生に訴求し、持続的な地域との交流を促進する。単発の募集ではなく、同好会など、貢献意識の高い学生のネットワークを作り、継続的に活動し得る環境を目指すのが望ましい。学生個人よりも仲間と参加する方が活動参加の敷居を低くし得ると考える。</p> <p>地域として比較的容易に対応可能なイベントとしては、小中学生への指導体験、乳児子育て体験、介護体験、農業体験などだろうか？同好会としての継続的活動が軌道に乗ってくれば、学生との共同企画も進めていきたい。</p> <p>小中学生の指導体験では、スポーツなど専門スキルを要するものから遊びや宿題指導など気軽に参加できるものまで、学生の受け口を広げることが重要と考える。出産前に（あるいは男子学生にとって）育児体験を行うことは社会的にも重要であり、市民にとっても子育てストレスからの開放の一端になればと思う。介護体験も同様である。同志社周辺にも放棄農地や人手不足に悩まされる農家がある。IT やビジネスに興味を持つ学生が多いが、それだけでなく自然や生産の喜びを社会に出る前にこそ感じて欲しいと考える。</p>
2	<p>同志社女子大学のまちづくり委員会と各自治会とで懇談等行い、地域に入って活躍してもらおう。</p>
3	<p>文化協会は、新島記念講堂で音楽祭を行っていた。現在も同志社女子大学の学生と交流がある。</p>
4	<p>同志社大学、市民参画課、社会教育課が連携して、放課後子どもプランで行っているような学生の協力を他のまちづくりプランにも活用する方策を市が仲介して進める。</p>
5	<p>クローバー祭等で各地域が出店等行う。</p> <p>各地域の行事で若者の力が必要なことを企画し、学生ボランティアを募る。</p>
6	<p>住民と学生がともに興味を持っているカルチャー、アート、音楽等のイベントを企画し、学生に運営にかかわってもらおうと交流も生まれるのではないかと。</p> <p>また、市の文化祭等に参加してもらいやすいように配慮する。</p>
7	<p>小中学生、幼稚園児を対象としたスポーツ教室が最も効果的であると考える。</p> <p>同志社大学が所有している立派な施設で大学生からスポーツを教えてもらえる機会を数多く持つ。</p>
8	<p>大学の教員、学生、地域住民とも自分にメリットがなければ連携する必要性がない。</p> <p>それぞれがどのようなことをしたいと思っているのかがわかる掲示板があれば良いのではないかと。</p>

9	クローバー祭で市がバス代を補助したのは非常に良いこと。 市民が同志社大学とのつながりを作れると思う。
10	同志社大学は、スポーツに関する部活、演劇、音楽など文系の課外活動がたくさんある。 スポーツに関しては、京田辺同志社スポーツ応援団を組織し、野球やラグビーなどをサポートしながら交流する。 また、文系の課外活動では、演劇・音楽・落語研究会などの発表の場を市民が積極的に提供する。

【例】

- ・ 学生がメリットを感じる体験機会の提供
- ・ 持続的に交流を促進できる学生ネットワークを作る。
- ・ 小中学生への指導体験、乳児子育て体験、介護体験、農業体験などを行う。
- ・ 同志社女子大学のまちづくり委員会と各自治会とで懇談する。
- ・ 新島記念講堂を活用する。
- ・ 学生を同志社と連携していない市の事業に活用する。
- ・ クローバー祭等で各地域が出店等行う。
- ・ 住民と学生がともに興味を持っているイベントを企画
- ・ 学生に市の文化祭に参加してもらう。
- ・ 学生が指導するスポーツ教室を行う。
- ・ 教員、学生、地域住民それぞれがどのようなことをしたいのかがわかる掲示板を作る。
- ・ 同志社で行うイベントへのバス代補助
- ・ 京田辺同志社スポーツ応援団を組織する。
- ・ 文系サークルの発表の場を市民が積極的に提供する。

イ 地域住民と同志社の先生とのつながりを強化するための具体案

1	<p>広く一般市民を対象としたヒューマンカレッジとは別に、大学ならではの先端技術や最新の学会動向を踏まえたより専門的な講座により、地域に関わりの薄い現役世代を掘り起こしたい。時間を作っても受講意欲をそそる様な、よりニッチなテーマ（例えば、生成 AI の理解と利用方法、温暖化と異常気象や豪災害など気象に関する講座、自動運転、宇宙開発、など、今話題になっている内容、講義だけでなくワークショップや電子工作、プログラミング実習などあってもよい）をタイムリーに企画する。できれば単発よりシリーズ化し市民間での異業種交流ができれば望ましい。</p>
2	<p>市の施設で同志社の先生の専門性を生かした講座、講演会（一人の先生がテーマを掘り下げていく複数回の講座や複数の先生による連続講座、地域に関連したテーマで先生と郷土史家等が話す小さなシンポジウム等）を開催する。</p>
3	<p>「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」、「京たなべ・同志社スポーツクラブ」など、規模の大きな事業が長年にわたって継続されていること、「京田辺・同志社サイエンスアカデミー」「同志社クローバー祭」など、すでに様々な連携事業が実施されている。今後も市が地域に周知し、連携していきたい。</p>
4	<p>市民向けの公開講座、イベント等を多く行う。 スマホの利用方法等、学生による高齢者へのデジタル指導を行う。</p>

【例】

- ・ 専門的講座やタイムリーな企画を行い、現役世代を掘り起こす。また、それらをシリーズ化し、市民間での異業種交流ができる機会を提供する。
 - ・ 市の施設で講座（複数回の講座や複数の先生による連続講座）を開催する。
- 市民向けの公開講座、イベント等の実施

③ 地域住民同士のつながり強化

ア 地域コミュニティへの参加を促すための具体案

1	学校行事、祭、清掃活動、防災訓練など、親や子どもにとってメリットのある参加率の高い行事を企画する。また、行事日は家族の予定を空けて参加することが多いと考えられ、単発行事で終わらせず、複数行事を詰め込む方が、つながり向上と、相乗効果による参加者増との両面から望ましい。少しずつでも地域住民間の対話やつながりを深めていきたい。
2	学生の力を借りたり、お金を使ったりして（参加賞、景品等）魅力あるイベントを開催する。
3	マジックショー、古典楽器（尺八、琵琶など）など子どもが喜び、ファミリーが気軽に参加できる事業を行う。
4	強制参加が無理なため、興味がある催しの調査から始める。
5	地域コミュニティに参加しない人は、経済的、時間的にしにくい人や都会的な感覚で地域と一定の距離を置きたいと考える人もいる。 それでも参加したくなるような魅力的な催しをきっかけにしたいところだが、価値観が多様化しており難しい。 防災時は地域住民のつながりが切実になるので、防災をテーマとした活動、催し等が良い。
6	子育て時期、定年後以外は地域住民同士のつながりは時間的に無理ではないか。 「老人会」「ママ友」の集まりで社会教育の必要性を話す機会を設けたり、コーディネーターが出かけたりして勉強会を行ってはどうか。
7	各地区の公民館を活用する。 高齢者等が有償で週3～4回公民館に常駐してもらい、地域の人のため場になったらよい。
8	参加を促すことも大切だが、地域の有志を中心に、奉仕や貢献できることを考えることも大切 新しく引っ越しをしてきた人は、様々な手助けが必要。地域コミュニティにお世話になったという環境をどのように作っていくのかが重要 「何かお手伝いしましょうか。」という呼びかけが地域のつながりを強化していくのではないかと。
9	地域の高齢者の中には、様々な能力を持つ人もいる。 特に団塊世代は人数も多く、過去に新しい感覚を持った世代なので良いと思う。 地域イベント等の参加には、仲間よりの声掛けをするようにして広めていく。

【例】

- ・ メリットのある参加率の高い行事を企画する。
- ・ 1日に複数行事を詰め込む。
- ・ 魅力あるイベントの企画
- ・ 子どもが喜び、ファミリーが気軽に参加できる事業を行う。
- ・ 興味がある催しの調査
- ・ 防災をテーマとした活動、催しを行う。
- ・ 「老人会」「ママ友」の集まりで社会教育の必要性を話す。
- ・ 高齢者等が有償で週3～4回公民館に常駐する。
- ・ 「何かお手伝いしましょうか。」という呼びかけを行う。
- ・ 仲間よりの声掛けを行う。

イ 地域コミュニティに加入しない人を取り込むための具体案

1	<p>時代の流れとともに、役員の負担軽減が第一、役員になっても助け合える体制など一人に負担がかからない仕組みづくりが急務と思える。</p> <p>新規参入者や役員を希望しない人には役員を免除するのも手だが、その場合仮に特定の人物に役員が偏ったとしても負担にならないよう役員業務の効率化が必須。</p> <p>また、その他自治会に参加しない理由を分析し、抜本的にそれらの障害を取り除く取り組みが必要である。</p> <p>一方、自治会への参加メリットが薄らいでいるのも事実で、共助、交流、共通課題対応などの本来の自治会メリットを明確にし、メリットが向上する様に各自治会の活動計画も見直していくことが急務である。</p>
2	まちづくり協議会と協働して各自治会単位で加入を呼びかける。
3	<p>自治会に入らない理由として「メリットがない」といわれる。住民税を払っているのに、ごみの収集はしてもらえぬし、広報紙も手に入る。</p> <p>しかし、いざ災害等が起こったときは、地域住民同士が助け合うことが必要な場面が起こることが考えられるため、まさかの時のためにも自治会に入るべきだと訴えていきたい。</p>
4	地域コミュニティを敬遠する人の理由（気持ち）を知ることが出発点になる。

【例】

- ・ 役員の負担軽減
- ・ 参加しない理由を取り除く。
- ・ 参加のメリットを周知する。
- ・ 加入を呼びかける。
- ・ まさかの時のために入るべきだと訴える。
- ・ 地域コミュニティを敬遠する人の理由（気持ち）を知る。

同志社大学と京田辺市との社会教育のあり方について

I テーマ

- 1 地域に根差した大学、学びが溢れるまち
- 2 地域や学校行事などを学生と共に盛り上げよう！
- 3 京田辺歴史散歩
- 4 Win-Winの関係づくり
- 5 市全体を大学のプレ・インターンシップの場にとらえ、全市民の知的好奇心をレベルアップさせる学びの種をまく。
- 6 同志社大学との地域連携～文化活動を通して～
- 7 学生が地域の状況を知り関わることで実践的な学びを

II 提案

- 1 学生の社会課題解決
 - ① 地域の社会課題解決テーマを学生チームで担当
 - ② 自治会の活性化アイデア企画
 - ③ 学生と市民との交流、まちづくり参画とのマッチング、ガイドライン作成
 - ④ 子育てイベントへの参加、子どもと大人のつなぎ役など
 - ⑤ 地域おこし活動など実践的な学びを実施
- 2 学生による講座
 - ① 学校カリキュラム内での出前授業、講義体験、幼児引率など
 - ② 留学生による出身国紹介、英語講座など
 - ③ 放課後子ども教室への学生協力
- 3 大学の協力
 - ① 学生の募集、割当を行う組織を大学内に開設
 - ② 大学ホームページ、校内ポスターなどボランティアイベント参加をあっせん
 - ③ インセンティブ（単位認定、学内表彰等）
 - ④ 学生へ市からの実費支援
- 4 市民向け講座
 - ① 既存講座、学生向け特別講座の市民への公開を制度化
 - ② 子育て世代向けの発達心理学や学校心理学講座
 - ③ 生涯学習を推進する市民講座開設（オンライン併用）
 - ④ 京田辺歴史散歩

III その他のご意見

- ① 協議会の設置
- ② 連携事業の精査と市民が希望する事業の立案

- ③ 現在のつながりを継続
- ④ 連携事業の広報と結果や成果を求めない交流機会や支援機会の積重ね

I テーマ

1	<p>地域に根差した大学、学びが溢れるまち</p> <p>同志社大学と京田辺市はこれまでも長きにわたり連携を深めてきた。地域に根差した大学、学びが溢れる街の実現を目指し、さらなる連携を深めていきたい。</p>
2	<p>地域や学校行事などを学生と共に盛り上げよう！</p> <p>少子高齢化、コロナ禍の影響などから人のつながりが希薄になり、自治会未加入や子ども会不参加が目立つ昨今。災害にも欠かせない人のつながりや地域力は高める必要がある。</p>
3	<p>京田辺歴史散歩</p> <p>京田辺市と同志社大学との接点として、やはりこの地に共存しているということが重要なポイントだと感じている。京田辺市は縄文時代から続く長い歴史がある地域で、縁があり京田辺市に学問の府である同志社大学が来られた訳なので、この歴史と学問を介して交流が深まればと思う。 個別の具体的な連携を深めるのも大切なことだと思う。</p>
4	<p>Win-Winの関係づくり</p> <p>京田辺市と同志社大学の協力関係は、何をすればよいか分からない市民や学生も多い。そのためのマッチングをするコーディネーターを発掘することが必要で、市民と学生がお互いにWin-Winの関係を築くことが大事だと考える。</p>

5	<p>市全体を大学のプレ・インターンシップの場にとらえ、全市民の知的好奇心をレベルアップさせる学びの種をまく。</p> <p>大学は学生と市のマッチングを担い、市民の学びの場所を提供する。 市は学生が社会に出る前のプレ・インターンシップとして、発表機会・教える経験を提供する。 子ども達は学生から学び、将来の自分の姿を想像する。 その他親世代は子どもをとおし、子どもと話すきっかけとする。</p>
6	<p>同志社大学との地域連携～文化活動を通して～</p> <p>同志社大学と京田辺市には、学生が地域のお祭やイベントの担い手としてボランティアで参加することを奨励するような仕組みを作って欲しい。</p>
7	<p>学生が地域の状況を知り関わることで実践的な学びを</p> <p>持続可能な地域社会の構築に向けた政策形成を大学の授業、課外活動で実践して欲しい。</p>

II 提案

1. 学生の社会課題解決

①	<p>地域の社会課題解決テーマを学生チームで担当</p> <p>近年、現役世代を中心とした若い世代と地域の関わりが希薄になっている。一方、若い時期の社会活動経験は、その後の人生の価値観や視野視点に大きな影響を与える。</p> <p>社会に出る前に、地域の住民や社会課題に触れ活動することは、学生にとっては大きな意義があると考え。継続的に学生と地域が関わる機会が提供できれば良い。</p> <p>直接地域住民と触れ合い、課題を設定し、そこから対策を生み出し実践する等、単発ボランティアでは得られない、より高い次元の社会活動を行うことで社会活動マインドの醸成に繋げたい。</p> <p>市内には、高齢者の生活、子育て、放棄農地、自治会活動の希薄化等、学生にとって手を付けやすい課題も多い。</p> <p>活動は、個人ごとの活動でも良いが、チームを形成し、協議しながら楽しみながら社会活動に取り組む方が、協働力を高めるとともに、活動の敷居も下げられると考える。</p> <p>彼らが学生時代を過ごしたこのまちを、関わった地域を、生涯故郷のように感じてもらえれば光栄である。</p>
②	<p>自治会の活性化アイデア企画</p> <p>自治会が学生の力を借りて協働し、活性化を目指すには、どうしてもraitaitaiかを考えて示してもらおう。</p> <p>学生には、京田辺市だけでなく全国的な社会問題である少子高齢化、地域力低下の解決に向けて何かできないかを考えてもらい、地域に力を貸してもらおう。その際には単位として認めてもらおう。</p> <p>学生にどの地域に行って欲しいのか、何をするか（会議出席、お祭り等の行事を企画等）など、最初は市がコーディネートしていく。</p>
③	<p>学生と市民との交流、まちづくり参画とのマッチング、ガイドライン作成</p> <p>京田辺市や市民団体と同志社大学の間には、今までにも多くの協力関係が生まれています。例えば、きょうたなべ政策グランプリ JAPAN（市のまちづくりの提案）やKDSC（京たなべ・同志社スポーツクラブ）、子ども食堂への学生の参加、同志社女子大学と市議会のきららちゃん議会の開催等で交流はできているが、まだまだ市民や区・自治会との交流は少ない。</p>

	<p>大学や学生側は、市民との交流やまちづくりへの参画で授業や人間形成に役立つとの考え方があると思われませんが、何をすればよいのか分からない、市民、区・自治会も大学や学生に何をしたいのか、どのような依頼をすればよいのか分からないことが根底にあると思われる。</p> <p>そのためのマッチングが重要であり、何らかのガイドライン的なものが必要であるとする。</p>
④	<p>子育てイベントへの参加、子どもと大人のつなぎ役など</p> <p>平日に子どもが学校内で学生と交流することで、新しい学びがあり、それを保護者に話すことで、自身は大学とつながらなくても子どもと話すきっかけになる。</p> <p>幼稚園児や小学生向けのキャンパスツアーで子ども達に具体的な将来の姿を想像させることで、学ぶ意欲を向上させる。</p> <p>広い敷地内で親子の自然観察会（敷地内を散策して植物や虫などを観察する。）、ハリス理化学研究所榊助教による子ども向けフィールドワークや講演、市内幼稚園などへ大学生による出前講座（簡単な科学ショー、体を一緒に動かす遊び）を行う。</p>
⑤	<p>地域おこし活動など実践的な学びを実施</p> <p>大学や高校との連携事業は既に実施している。</p> <p>近年、地域の高齢化が進み、自治会の役員や民生委員のなり手不足、活動の収縮、地域の衰退等様々な問題が山積している。</p> <p>学生が地域の状況を知り関わることで、実践的な学びができないかなと思う。</p> <p>学生に地域の課題解決、地域おこし活動に参加してもらい、京田辺市だけでなく全国的な高齢化社会の将来を考えて欲しい。</p> <p>持続可能な地域社会の構築に向けた政策形成を大学の授業、課外活動で実践して欲しい。</p> <p>さらに若い人々が地域の自治活動に参加してくれることによって、将来的に彼らが積極的に自治活動に参加する地盤を作ることが重要だと考える。</p>

2 学生による講座

①	<p>学校カリキュラム内での出前授業、講義体験、幼児引率など</p> <p>おかえり先輩プロジェクトとして、市内出身の先輩を探して、母校で話をしてもらう。</p> <p>学生が社会に出る前のプレ・インターンシップとして、幼稚園、小中学校への出前講座（集中力を失いかけたときにやるといい運動、眠気に効く運動、心のバランスを壊しやすい思春期に乗り越えてきた経験談、心理学の学問的観測からのアプローチも含めた座談会、走り方講座、科学実験ショー、健康な体を作るための栄養学、簡単で効果的な筋トレ法等）として発表の経験や教える経験を提供してもらう。</p>
②	<p>留学生による出身国紹介、英語講座など</p> <p>留学生が小中学校で出身国紹介を行うことで異文化を知り、小中学生が日本について考えるきっかけにする。</p> <p>幼児から参加できる親子の簡単な英語プログラムを定期開催する。</p>
③	<p>放課後子ども教室への学生協力</p> <p>放課後子ども教室での学生の活躍を期待したい。</p>

3 大学の協力

①	<p>学生の募集、割当を行う組織を大学内に開設</p> <p>学生の社会活動(Social Work)機会提供について、特定のゼミの研究テーマとして活動するのも良いし、学内で運営を組織化し、全学生が自由参加できる活動でも良い。継続的に学生と地域がかかわる機会が提供できれば良い。</p> <p>学生の地域活動に協力できるよう、大学内で学生の募集、割当を行えるよう運営を組織化し、開設する。</p>
②	<p>大学ホームページ、校内ポスターなどボランティアイベント参加をあっせん</p> <p>大学に地域のお祭りや文化イベントを紹介したり、ボランティアの募集をしたりする告知・案内スペースの設置してもらう。</p> <p>(市内文化イベントの情報提供は、京田辺市文化協会が担う。)</p>
③	<p>インセンティブ (単位認定、学内表彰等)</p> <p>大学に学生が地域のお祭りや文化イベントに参加するためのインセンティブ (単位認定、学長表彰等) を用意してもらう。</p>
④	<p>学生へ市からの実費支援</p> <p>市に地域活動の主催者に地域活動に参加した学生に交通費を支給することができる補助金を用意し、学生が地域活動に参加しやすくなる仕組みづくりを考える。</p>

4 市民向け講座

①	<p>既存講座、学生向け特別講座の市民への公開を制度化</p> <p>ヒューマンカレッジは、広く一般市民を対象として学習機会が得られてきた。しかし最近では、現役世代から高齢者までの様々な世代において、幅広い専門知識やリスキリングが求められている。多様な個人ニーズに応じて、より自由に専門知識を得る環境の提供を目指す。既存の学生向けの講座でも良いし、最近話題の内容（生成AI、異常気象、自動運転、宇宙開発、世界経済、世界情勢等）を扱った特別講座でも良い。一般市民が大学を通じて学びを得る機会の提供を制度化することで、市民の学習意欲の向上につなげ、生涯学習マインドの醸成に貢献したい。</p> <p>学生と市民が肩を並べての受講や何らかの協働ができれば、世代間の交流機会にもなる。</p> <p>市民の能動的な学びや経験が、学生に対しても良い刺激となれば光栄である。</p>
②	<p>子育て世代向けの発達心理学や学校心理学講座</p> <p>親は発達心理学や学校心理学等を学ぶ講座を受講し、子ども（親と離れられる年齢）は別室で学生と（心理）ゲーム等で遊ぶ。</p>
③	<p>生涯学習を推進する市民講座開設（オンライン併用）</p> <p>京田辺市には同志社大学という大きな強みがあり、市民への社会教育も、大学との連携強化がさらに良い効果をもたらすと考えます。</p> <p>しかし、主体はあくまでも市であり、市民、未来を担う子供たちを地域で育むことが大切なのではないだろうか。</p> <p>京田辺市として、社会教育においてどのような力を付けた市民が増えて欲しいか等により、大学との連携や講座の方向性も変わってきます。</p> <p>同志社大学との関係を上手に活用できるプランの策定と、市民のニーズにあわせた講座の参加から、社会教育の充実につなげてみてはどうか。今は、Zoom等の受講も可能であり、さらに展望が期待できる。</p> <p>人が変わっても継続して実施できるようなプランニングと啓発の継続事業とする。事業もブラッシュアップしながら、さらに良いものへと変えていくことが大切だと考える。</p>

④

京田辺歴史散歩

学問の府である同志社大学が京田辺市にあるので、歴史と学問を通して交流が深まれば良い。

同志社大学京田辺キャンパスには歴史資料館があり、天神山遺跡の出土品を展示されている。また、今出川キャンパスでは、1月～2月に展覧会「京田辺と同志社ー考古学の世界からー」が開催されている。

一方、中央公民館展示室でも1月～2月に企画展「京田辺市の発掘成果展」(2015～2024)が開催された。

同志社大学の企画展示には、それに関わる専門の教授がいるだろうし、京田辺市の企画展には文化財担当の市職員が尽力されていると思う。

京田辺市の歴史を探訪する機会が、市、市民、大学、学生を含めて深くなれば有意義な連携になるのではないか。

「京田辺歴史散歩」として遺跡や古墳、神社仏閣などと大学の専門分野の先生、学生、文化財担当の市職員、市民が共に巡り、現地で解説を受けたり、市や大学の施設で講義を受けたり、交流できれば良いと考える。

もう一歩進めてワークショップやシンポジウムなどの開催もできればより良い。

学ぶのは遺跡や古墳などの古代だけとは限らず、市内唯一の国宝の十一面観音像を安置する大御堂観音寺や重要文化財の酬恩庵(一休寺)はじめ歴史的な神社仏閣、名所、旧跡は枚挙にいとまがない。

また、京田辺市の歴史的な成り立ち、変遷を学ぶのも未来に向けて意義深いことだと感じる。

温故知新、古きを共に学ぶことでこれからの京田辺市を考える地に足がついた交流が深まればと思う。

Ⅲ その他のご意見

①	<p>協議会の設置</p> <p>同志社大学の組織、また、全体像についての情報量が足りないので、その点を明確にして欲しい。</p> <p>その上で、市全体として何をしていくかを議論集約して、市が関与して協議会を設置する。</p> <p>そこでお互いが進むべき対策を一つ一つ検討し、課題解決のために一つ一つ検討して答えを出していく。</p>
②	<p>連携事業の精査と市民が希望する事業の立案</p> <p>現在の同志社大学と京田辺市との連携事業を調査する。その中で機能しているものと機能していないものを分別し、京田辺市の社会教育の充実に関するものを精査する。</p> <p>社会教育に関する各種団体や市民の同志社大学に対する希望をまとめ、本委員会ですべて京田辺市民が参加できる事業を立案して同志社大学に申し入れる。</p>
③	<p>現在のつながりを継続</p> <p>「京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ」や「京たなべ・同志社スポーツクラブ」など規模の大きな事業が長年継続されていることは意義深いこと。</p> <p>また、夏休みに開催される「京田辺・同志社サイエンスアカデミー」や秋の「同志社クローバー祭」なども、大学と市民のつながりの中で運営する恒例行事として定着している。今後もこれらの行事を市民に周知し、活用して欲しい。</p>

④	<p>連携事業の広報と結果や成果を求めない交流機会や支援機会の積み重ね</p> <p>大学が社会教育分野で地域と連携協働する際、一般的に言えば、施設開放や公開講座等の大学拡張・開放の展開が考えられる。</p> <p>高等教育機関である大学の教育施設・設備や研究教育機能は、まずもって教員の研究活動や学生の教育活動のためにあることは言うまでもないが、地域に根差した大学の展開を考えると、ハード面、ソフト面での大学拡張・開放から一步二歩と進むことが期待されている。</p> <p>せっかく個々の連携があるわけなので、そうした連携による展開が可能であることを大学と市民に広く知ってもらう広報等の一層の充実が求められるのではないか。</p> <p>また、何をやるにせよ拙速に双方のメリットを求めることは難しいため、既に展開している個々の連携のプラス面と抱える課題について検証することや双方が求めていることを丁寧にピックアップし、その実現や課題克服のために必要な条件や方法は何かを考えることが大事だと思う。</p> <p>そのためには、結果や成果を急いで求めない交流機会を意識的に設けたり、支援したりする小さな積み重ねが必要ではなかろうかと思う。</p>
⑤	<p>これまでの連携の一部は確実に根付いている。</p> <p>これまでも京田辺市と同志社大学・同志社女子大学との連携は行われてきており、その内容については不十分であるとか、散発的で持続性に欠けるとかの類の批判はあるとは思いますが、一部確実に根付いているものもある。</p> <p>また、現市長が同志社大学出身なので、これまで以上に連携は進んでいるように感じる。</p> <p>この認識に立つと、社会教育委員会議で同志社大学にどのような要望ができるのかは大変難しい。</p>

社会教育の推進に係る京田辺市と同志社との連携について

1 同志社と京田辺市の連携

同志社と京田辺市は連携協力に関する協定の締結後、相互に協力して事業を開催しています。

主な取組として、京たなべ・同志社ヒューマンカレッジ、KDSC（京たなべ・同志社スポーツクラブ）の実施があります。

京たなべ・同志社ヒューマンカレッジは同志社に会場や講師の提供をいただき、受講者は大学の講義同様の環境で受講できる機会をいただいています。

また、KDSCの活動は、陸上・サッカーなどは同志社大学のグラウンドを会場に、体育会の監督や学生に指導していただいています。子どもだけでなく大人向けの教室も開催いただいています。KDSCの活動は、教室だけでなくその後サークル活動としても継続でき、同志社に講師、会場等の協力をいただいています。

令和6年度の京たなべ・同志社ヒューマンカレッジの京田辺市民受講者は213人、KDSCの開催する教室の参加人数は382人です。同志社に会場や講師等提供いただいているこれらの教室の参加人数は、京田辺市の人口の0.8%程度ですが、参加者に大変好評を得ています。

現代こども学科の学生には小学生を対象とした遊び体験イベントを企画いただいているほか、まちづくり委員会には特産品の開発、地域の音楽家たちと商業施設での音楽イベント実施、学童保育に通う児童との手紙交換等を定期的に行っていただいております、市民と学生との継続的なつながりが生まれています。

また、中央市民大学で同志社の先生に講師をしていただいたところ、受講生に分かりやすく講義していただくことができ大変好評でした。市民に専門的な講義を受講する機会を提供したことで、京田辺市での同志社の存在意義と市民の学習意欲を高めることにつながりました。

京田辺市では社会教育事業として小学校の放課後に体験学習を行う放課後子ども教室を行っていますが、学生サークル等に協力いただきダブルダッチ

やドッチビーの開催ができました。学生に参画いただいたことで、子どもが活気づき盛況に事業を行うことができました。

2 同志社と京田辺市との今後の関係について

同志社と京田辺市との社会教育の分野での連携協力を引き続き継続していきたいと、社会教育委員会議の思いを伝えさせていただきます。

(1) 地域に根差した大学へ

令和7年度京たなべ・同志社ヒューマンカレッジでは、同志社大学の学長と京田辺市長との対談が実施されました。その中で学長が「リカレント教育も大学が今後取り組むべき分野～人生の節目で学び直し、その後の人生を豊かにするための学びを、今後は大学が積極的に提供していくべき」とお話されていたとおり、市民へ学びの場の提供をより発展させていきたいと考えます。

学生と市民が協働して取り組む能動的な学びを取り入れるなど、学生と市民が共に学ぶ機会があれば世代間交流になり、学生と市民相互の学習意欲の向上につながるのではないかと考えます。また、市民が日常生活の中で思いついたときに、そこに探究の場があることは、市民の学びに対する意識を向上させることになると考えます。

(2) 学生の地域参画の推進

学生の地域行事への参画を進めていくとともに、幼稚園、小学校及び中学校の児童及び生徒に教える体験を継続的に行う機会を提供することで双方に深いつながりができるのではないかと考えます。

学生に地域に深く根差した活動をしてもらう機会を提供することで、京田辺市にある同志社に通って良かったと愛着を持ってもらえることが私たちの願いです。

学生が小学校や中学校も含め、地域と継続的に関わり続けるなど、子ども達にとって学生が身近な存在になるとともに、学生の立場からも京田辺市が身近な存在となれば好ましいと考えます。

また、学生が地域の行事に関わり、地域の課題解消や再構築に向けた取

組を大学の授業や課外活動で実践することで、地域活動が縮小している実情も含め体感して欲しいと考えています。地域に関わり社会活動や研究の実践を行うことで、彼らが将来より大きな社会課題を解決し得る人材へと成長する地盤をつくることになると考えます。